# 令和3年

西条市議会第4回6月定例会提出議案書

西 条 市

議案第5	5 4	号	令和	13年	F度	西	条	市	<del></del>	般:	会計	計;	補]	E.	子	算	(	第	4	口	)							
			の専	決欠	ひ分	こり	つ	<i>(</i> )	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			1
議案第5	5	号	令和	13年	F度	西	条	市	<del></del>	般:	会計	計;	補]	E-	子	算	(	第	5	口	)							
			につ	111	(	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		別	₩
議案第5	6	号	令和	13年	F度	西	条	市	<del></del>	般:	会計	計;	補]	E-	子	算	(	第	6	口	)							
			につ	111	(	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			IJ
議案第5	7	号	工事	請負	負契	約	0	締	結	に、	つし	۸,	7		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			3
議案第5	8	号	西条	市區	固定	資	産	評	価	審 2	查	委	員:	会:	条	例	D	<del></del>	部	を	改							
			正す	る多	条例	リに	つ	<i>(</i> )	7		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			7
議案第5	9	号	西条	市り	<b>火</b> 入	ħ	に	関	す	る	条任	列	D-	<b>→</b> }	部	をi	改	E	す	る	条							
			例に	つい	いて	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	1
議案第6	0	号	西条	市	手数	料	条	例	Ø) -	<u></u> ± <u>₹</u>	郭	をi	)	E,	す	る	条	例	に	つ	<i>(</i> )							
			て	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	5
議案第6	5 1	号	西条	市利	兑条	例	0	<u></u>	部	を	)	正)	す	る :	条	例	に	つ	い	て		•	•	•	•	1	0	1
議案第6	5 2	号	西条	市言	£生	:]	財	産	区	管3	里:	会	条值	列	(T)	<del></del>	部	を	改	正	す							
			る条	:例(	2-5	) \ \	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0	7
議案第6	3	号	西条	市店	E内	財	産	区	管:	理:	会	条	例(	カ・	<u> </u>	部	を	改	Œ	す	る							
			条例	につ	) V	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1	1
議案第6	6 4	号	西条	市一	子と	" t	•	子	育	て:	会詞	議	条值	列	(T)	<del></del>	部	を	改	正	す							
			る条	:例(	2-5	) \ \	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1	5
議案第6	5	号	西条	市者	都市	計	画	審	議	会	条任	列	D-	<b>→</b> }	部	をi	改	E	す	る	条							
			例に	つい	いて	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1	9
議案第6	6	号	西条	市2	芒家	等	対	策	審:	議:	会	条	例(	D -		部	を	改	正	す	る							
			条例	につ	) V	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2	3
議案第6	7	号	西条	市原	<b>혼</b> 棄	物	0	処	理	及で	Ŋ.	環.	)	美	化	に	関	す	る	条	例							
			Ø-	部を	と改	正	す	る	条	例(	Z -	つ	<i>۱</i> ۱ ۲	T		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2	7
報告第	1	号	令和	12年	<b>F</b> 度	西	条	市	繰	越	明言	許	費絹	燥	越	計	算	書	に	つ	<i>(</i> )							
			て	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3	1
報告第	2	号	令和	12年	<b>F</b> 度	西	条	市	病	烷	事	業	会計	<b>計·</b>	子	算	繰	越	計	算	書							
			につ	111	(	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3	7
報告第	3	号	令和	12年	<b>F</b> 度	西	条	市	公:	共 -	下	水	道	事:	業	会	計	継	続	費	繰							
			越計	·算書	書に	つ	<b>,</b>	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4	1
報告第	4	号	令和	12年	丰度	西	条	市	公:	共-	下	水	道	事:	業	会	計	子	算	繰	越							
			計算	書は	2/	) \ \	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4	5

報告第	5	号	西条	市土	地	開発	公社	生の	経	営;	伏沙	兄に	[つ	11	て		•	•	•	•	•	•	1	4	9
報告第	6	号	公益	財団	法	人佐	伯言	記念	育	英:	会0	り組	ē営	状	況	に・	7	<i>(</i> )							
			て		•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5	1
報告第	7	号	株式	会社	西	条産	業情	青報	支	援	セン	ノケ	7 —	0	経	営	伏	況							
			につ	いて			•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5	3
報告第	8	号	株式	会社	ソ	ラヤ	マレ	いし	づ	ち	の約	圣惶	針	況	に	つ	۸,	7		•	•	•	1	5	5
報告第	9	号	交通	事故	121	伴う	和角	解及	び	損'	害則	音償	(の	額	0)	決力	定	0)							
			専決	処分	にっ	つい	て	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5	7
報告第	1 0	号	権利	の放	棄	につ	11	7	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6	1

## 議案第54号

令和3年度西条市一般会計補正予算(第4回)の専決処分について

令和3年度西条市一般会計補正予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月1日提出

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく愛媛県の営業時間短縮の要請に応じた飲食店に対し、協力金を支給するために必要な経費について、早急に予算措置することが適当であると判断し、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

#### 関係法令

地方自治法

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

#### 2 (略)

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

#### 4 (略)

議案第57号

工事請負契約の締結について

西衛道施工第1号西条市道前クリーンセンター基幹的設備改良工事について、次のとおり請負契約を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西条市条例第48号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月1日提出

西条市長 玉井敏久

- 1 契約の目的西衛道施工第1号西条市道前クリーンセンター基幹的設備改良工事
- 2 契約の方法一般競争入札
- 3 契約の金額6,160,000,000円
- 4 契約の相手方神鋼環境・安藤工業特定建設工事共同企業体 代表者

大阪府大阪市中央区備後町4丁目1番3号 株式会社神鋼環境ソリューション大阪支社 支社長 向 博 之

#### 構成員

愛媛県西条市三津屋190番地1 安藤工業株式会社 代表取締役社長 安 藤 善 太

西衛道施工第1号西条市道前クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結 について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第96条第1 項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億 5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第58号

西条市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

西条市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

西条市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

西条市固定資産評価審査委員会条例(平成16年西条市条例第23号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(審査の申出)	(審査の申出)
第4条 (略)	第4条 (略)
2、3 (略)	2、3 (略)
	4 審査申出書には、審査申出人(審査
	申出人が法人その他の社団又は財団で
	あるときは代表者又は管理人、総代を
	互選したときは総代、代理人によって
	審査の申出をするときは代理人)が押
	<u>印しなければならない。</u>
<u>4</u> (略)	<u>5</u> (略)
<u>5</u> (略)	<u>6</u> (略)
(口頭審理)	(口頭審理)
第8条 (略)	第8条 (略)
$2\sim4$ (略)	$2 \sim 4$ (略)
5 前項の口述書には、次に掲げる事項	5 前項の口述書には、次に掲げる事項
を記載しなければならない	を <u>記載し、提出者がこれに署名押印し</u>
o	<u>なければならない</u> 。
$(1) \sim (3) \qquad (略)$	$(1) \sim (3) \qquad (略)$
6~8 (略)	6~8 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

固定資産の価格に関する審査の申出等の手続における押印の義務付けを廃止する ため、所要の条例改正を行おうとするものである。

# 議案第59号

西条市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

西条市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

西条市火入れに関する条例の一部を改正する条例

西条市火入れに関する条例(平成16年西条市条例第164号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
様式第1号(第2条関係)	様式第1号(第2条関係)								
火入許可申請書	火入許可申請書								
(略)	(略)								
申請者 住所	申請者 住所								
氏名	<u>氏名</u>								
(略)	(略)								

附則

この条例は、公布の日から施行する。

火入れの許可の申請の手続における押印の義務付けを廃止するため、所要の条例 改正を行おうとするものである。

# 議案第60号

西条市手数料条例の一部を改正する条例について

西条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

西条市手数料条例の一部を改正する条例

西条市手数料条例(平成16年西条市条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

よりに以上りる。									
改	工後		改正前						
(手数料の免除等	争)		(手数料の免除等)						
第5条 (略)				第 5 条 (略)					
2 (略)				2 (略)					
3 市長は、必要	があ	ると認める	らとき	3 市長は、必要があると認めるとき					
は、別表第1の	23の	2の項及で	§ <u>48</u>	は、別表第1の23の2の項及び <u>49</u>					
の項から53の1	頂まで	に規定する	る手数	<u>の項から54の項まで</u> に規定する手数					
料を減額すること	こがで	きる。		料を減額することができる。					
別表第1(第2条関	룅係)			別表第1 (第2条関係)					
種類	単位	金額	摘要	種類 単位 金額 摘要					
$1 \sim 3.7$ (略)				1~37 (略)					
				38 租税特別措1件89,0					
				置法(昭和32につ00円					
				年法律第26号き					
				) 第28条の4					
				第3項第7号イ					
				又は同法第63					
				<u>条第3項第7号</u>					
				イの規定に基づ					
				<u>&lt;優良宅地造成</u>					
				<u>の認定</u>					
3 8	1 件			39 租税特別措 1 件					
	につ			置法第28条のにつ					
	き			4 第 3 項第 5 号き					
	-			<u>イ若しくは第6</u>					
	-			3条第3項第5					

	は第62条の3
	第 4 項第 1 4 号
	<u>ハの規定に基づ</u>
優良宅地造成	<u>〈</u> 優良宅地造成
の認定	の認定
(1)~(7) (略)	$(1) \sim (7)$ (略)
(8) 造成宅地の 900,	(8) 造成宅地の 8 9 0 ,
面積が10~ 000円	面積が10~ 000円
クタール以上	クタール以上
のとき	のとき
39 (略)	40 (略)
40 (略)	<u>41</u> (略)
<u>41</u> (略)	<u>42</u> (略)
4 2 開発行為の1 件	4 3 開発行為の1 件
許可の申請に対につ	許可の申請に対につ
する審査 き	する審査き
(1) 主として自	(1) 主として自
己の居住の用	己の居住の用
に供する住宅	に供する住宅
の建築の用に	の建築の用に
供する目的で	供する目的で
行う開発行為	行う開発行為
ア、イ (略)	ア、イ (略)
ウ 開発区域 <u>45,0</u>	ウ 開発区域 44,0
の面積が 0 0 0 円	の面積が 0 0 0 円
. 3 ヘクタ	. 3 ヘクタ
ール以上 0	- ル以上 0
. 6 ヘクタ	. 6 \( \delta \) \( \beta \)
	- ル未満の
もの (m/z)	もの (mg)
エ〜カ(略)	エ〜カ (略)
キ 開発区域 2 3 0 ,	キ 開発区域 2 2 0 ,
の面積が6 000円	の面積が6 000円
ヘクタール	ヘクタール
以上10个	以上10~

クタール未	クタール未
満のもの	満のもの
ク (略)	ク (略)
(2) 主として、	(2) 主として、
住宅以外の建	住宅以外の建
築物で自己の	築物で自己の
業務の用に供	業務の用に供
するものの建	するものの建
築又は自己の	築又は自己の
業務の用に供	業務の用に供
する特定工作	する特定工作
物の建設の用	物の建設の用
に供する目的	に供する目的
で行う開発行	で行う開発行
為	為
ア、イ (略)	ア、イ (略)
ウ 開発区域 67,0	ウ 開発区域 66,0
の面積が0	の面積が 0 0 0円
. 3 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	. 3 <i>^ p</i>
ール以上 0	ール以上 0
. 6 ヘクタ	. 6 ヘクタ
ール未満の	ール未満の
<i>€0</i>	\$ O
エ~ク (略)	エ~ク (略)
(3) その他の開	(3) その他の開
	発行為
ア〜キ (略)	ア〜キ (略)
ク 開発区域 900,	ク 開発区域 890,
の面積が1 000円	の面積が1 000円
0 ヘクター	0 ヘクター
ル以上のも	ル以上のも
0	0
4 3 開発行為の1 件次に掲げ	4 4 開発行為の1 件次に掲げ
変更許可の申請につる額を合	変更許可の申請につる額を合
に対する審査 き	に対する審査き 算 した

額。ただ	額。ただ
し、その	し、その
額 が <u>9 0</u>	額 が <u>8 9</u>
0,00	0,00
0円を超	0 円 を 超
えるとき	えるとき
は、その	は、その
手数料の	手数料の
額 は 、 <u>9</u>	額は、 <u>8</u>
0 0 , 0	9 0 , 0
0 0 円 と	0 0 円 と
する。	する。
$(1)\sim(3)$ (略)	$(1)\sim(3)$ (略)
44 (略)	45 (略)
<u>45</u> (略)	46 (略)
<u>46</u> (略)	<u>47</u> (略)
<u>47</u> (略)	48 (略)
48   建築物に関1件     (略)	49     建築物に関1件
する確認の申請につ	する確認の申請につ
に対する審査き	に対する審査き
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
(5) 床面積の合     5 1 , 0       計が500平     00円	
方メートルを	方メートルを
超え1,00	超え1,00
0 平方メート	0 平方メート
ル以内のもの	ル以内のもの
(6) 床面積の合 7 2 , 0	(6) 床面積の合 7 1 , 0
計が1,00 00円	計が1,00
0 平方メート	0 平方メート
ルを超え2,	ルを超え2,
000平方メ	000平方メ
ートル以内の	ートル以内の
1 to	80

(8) 床面積の合 3 5 3 ,	(8) 床面積の合 3 5 2 ,
計が10,0 000円	計が10,0 000円
00平方メー	00平方メー
トルを超え5	トルを超え5
0,00平	0,000平
カメートル以 カメートル以	カメートル以
内のもの	内のもの
(9) 床面積の合 683,	(9) 床面積の合 682,
計が50,0 000円	計が50,000円
00平方メー	00平方メー
トルを超える	トルを超える
もの	1 to
49 (略)	50 (略)
50 建築物に関1件 (略)	<u>51</u> 建築物に関1件 (略)
する完了検査のに つ	する完了検査のにつ
申請に対する審き	申請に対する審き
查	査
(1)~(7) (略)	(1)~(7) (略)
(8) 床面積の合 2 6 8 ,	(8) 床面積の合 2 6 7 ,
計が10,0 000円	計が10,0 000円
00平方メー	00平方メー
トルを超え 5	トルを超え5
0,000平	0,000平
方メートル以	カメートル以 カメートル以
内のもの	内のもの
(9) 床面積の合 5 2 8 ,	(9) 床面積の合 5 2 7 ,
計が50,0 000円	計が50,000円
00平方メー	00平方メー
トルを超える	トルを超える
もの	もの
5 1 建築設備又1 件	52 建築設備又1 件
は工作物に関すにつ	は工作物に関すにつ
る完了検査の申き	る完了検査の申き
請に対する審査	請に対する審査
(1) (略)	(1) (略)

(2) 小荷物専用 13,0	(2) 小荷物専用 12,0
	月降機を設置 <u>00円</u>
した場合	した場合
(3) (略)	(3) (略)
5 2 中間検査を1 件 (略)	5 3 中間検査を1 件 (略)
<u>                                </u>	行った建築物ににつ
	関する完了検査き
の申請に対する	の申請に対する
審査	審査
$(1)\sim(4)$ (略)	$(1) \sim (4)$ (略)
(5) 床面積の合 5 0 , 0	(5) 床面積の合 4 9 , 0
計が500平 00円	計が500平 00円
カメートルを カメートルを	方メートルを
超え1,00	超え1,00
0 平方メート	0 平方メート
ル以内のもの	ル以内のもの
(6)、(7) (略)	(6)、(7) (略)
(8) 床面積の合 2 6 3 ,	(8) 床面積の合 2 6 2 ,
計が10,0 00円	計が10,0 <u>000円</u>
00平方メー	00平方メー
トルを超え 5	トルを超え5
0,000平	0,000平
カメートル以 カメートル以	方メートル以
内のもの	内のもの
(9) 床面積の合 5 2 3 ,	(9) 床面積の合 5 2 2 ,
計が50,0 000円	計が50,0 <u>000円</u>
00平方メー	00平方メー
トルを超える	トルを超える
<b>5</b> 0	もの
53 建築物に関1件	5 4 建築物に関1 件
する中間検査のにつ	する中間検査のにつ
申請に対する審き	申請に対する審き
查	查
$(1) \sim (5)$ (略)	$(1) \sim (5)$ (略)
(6) 床面積の合   7 4 , 0	(6) 床面積の合 7 3 , 0

計が1,00 00円	計が1,00 00円
0 平方メート	0 平方メート
ルを超え2,	ルを超え2,
000平方メ	000平方メ
ートル以内の	ートル以内の
もの	もの
(7)、(8) (略)	(7)、(8) (略)
(9) 床面積の合 5 5 1 ,	(9) 床面積の合 5 5 0 ,
計が50,0	計が50,000円
00平方メー	00平方メー
トルを超える	トルを超える
もの	もの
5 4 検査済証の 1 件 1 3 6 ,	55 検査済証の1 件 1 3 5 ,
交付を受ける前につ000円	交付を受ける前に つ 000円
における建築物き	における建築物き
等の仮使用認定	等の仮使用認定
の申請に対する	の申請に対する
審査	審査
<u>55</u> (略)	56 (略)
56 (略)	57 (略)
56の2 (略)	<u>57の2</u> (略)
57 (略)	58 (略)
58 (略)	59 (略)
5 9 (略)	60 (略)
60 (略)	61 (略)
6 1 用途地域等 1 件 2 0 1,	62 用途地域等1件200,
における建築等につ000円	における建築等につ000円
許可の申請に対き(建築基準	許可の申請に対き(建築基準
する審査 法(昭和	する審査法(昭和
2 5 年 法	2 5 年 法
律第20	律第20
	1 号) 第
	4 8 条 第
	1 6 項 第
1 号に該	1 号に該

	当する場		当する場
	合にあっ		合にあっ
	ては13		ては 1 3
	2, 00		2, 0 0
	0 円、同		0 円、同
	項第2号		項第2号
	に 該 当 す		に該当す
	る場合に		る場合に
	あっては		あっては
	1 6 9 ,		1 6 9 ,
	0 0 0 円		0 0 0 円
62 (略)		6 3 (略)	
6 3 (略)		<u>64</u> (略)	
<u>64</u> (略)		<u>65</u> (略)	
<u>65</u> (略)		<u>66</u> (略)	
<u>66</u> (略)		<u>67</u> (略)	
67 (略)		68 (略)	
68 (略)		69 (略)	
69 (略)		70 (略)	
70 (略)		71 (略)	
71 特例容積率1件	2	72 特例容積率1 件	
適用地区におけにっ		適用地区におけにつ	
る建築物の特例き		る建築物の特例さ	
容積率の限度の		容積率の限度の	
指定の申請に対		指定の申請に対	
する審査		する審査	
(1) 建築物の敷	8 9 , 0	(1) 建築物の敷	88,0
地の数が 2 で	00円	地の数が2で	00円
ある場合		ある場合	
(2) 建築物の敷	8 9 , 0	(2) 建築物の敷	88,0
地の数が3以	0 0 円 に	地の数が3以	00円に
上である場合	2 を超え	上である場合	2 を超え
	る建築物		る建築物
	の敷地の		の敷地の

数に32	数に32
を加算し	を加算し
7 2 (略)	73 (略)
7 3 (略)	7 4 (略)
7 4 (略)	7 5 (略)
7 5 (略)	7 6 (略)
7 6 (略)	77 (略)
77 (略)	7 8 (略)
$\frac{7702}{$ (略)	78の2 (略)
7 8 (略)	7 9 (略)
7 9 (略)	80 (略)
1	81 (略)
8 1 (略)	82 (略)
82 (略)	83 (略)
83 (略)	84 (略)
84 (略)	85 (略)
85 (略)	86 (略)
86 (略)	87 (略)
87 (略)	88 (略)
88 (略)	89 (略)
<u>89</u> (略)	90 (略)
90 (略)	9 1 (略)
9 1 仮設興行場 1 件 1 3 6 ,	92 仮設興行場 1 件 1 3 5 ,
<u>9 1</u> 仮設與11 場 1 1 3 0 ,   等の建築許可のに つ <u>000円</u>	<u>9 2</u>
申請に対する審き	申請に対する審き
	中間(CN ) 分番(C
B	<u>92の2</u> (略)
9 2 総合的設計 1 件	93 総合的設計1 件
による一団地のにつ	による一団地のにつ
建築物の特例認き	建築物の特例認き
定の申請に対す	定の申請に対す

が1又は2で ある場合 (2) 建築物の数 が3以上である場合 2を超え る建築物 の数に3 2,00 0円を乗 じて得た 額を加算した額 93 既存建築物1件 を前提とした総につ合的設計にあるき 建築物の時間に対する審査 (1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同し。)の数が1である場合 (2) 建築物の数 の数に3 2,000 0円を乗じて得た額を加算した額 94 既存建築物1件 を前提とした総につ合的設計によるき 建築の申請に対する審査 (1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同し。)の数が1である場合 (2) 建築物の数 が2以上である場合 (2) 建築物の数 が2以上である。 3 は 美術の数 が2以上である。 3 は 発物の数 の数に3 2,000 0円を乗	る審査		る審査	
ある場合	(1) 建築物の数	8 9 , 0	(1) 建築物の数	8 8 , 0
(2) 建築物の数が3以上である場合       89,000円に2を超える建築物の数に32,0000円を乗じて得た額を加算した額       (2) 建築物の数の数に32,0000円を乗じて得た額を加算した額       2を超える建築物の数に32,0000円を乗じて得た額を加算した額         93 既存建築物1件を前提とした総合き建築物の特例認定の申請に対する審査(1) 建築物を除く。以下この項において同じ。の数が1である場合(2) 建築物の数が1である場合(2) 建築物の数が2以上である場合(2) 建築物の数に32,000円に1を超える建築物の数に32,000円を乗	が1又は2で	00円	が1又は2で	00円
が3以上である場合     00円に 2を超え 2を超え 2を超え 2を超え 3と連築物の数に3 2、00 0円を乗 じて得た額を加算した額     3以上である場合     2を超え 3と地築物の数に3 2、00 0円を乗 じて得た額を加算した額       93 既存建築物1件を前提とした総につ合的設計によるき建築物の特例認定の申請に対する審査(1)建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数に3との数に3 2、00 0円を乗     89,0 00円に 2を継続物を除 3との円 3を2以上である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数に3と次は築物の数に3と次は発生である場合(2) は現まに対して表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	ある場合		ある場合	
る場合     2 を超える 建築物の数に3 2 00000000000000000000000000000000000	(2) 建築物の数	8 9 , 0	(2) 建築物の数	88,0
る建築物の数に3       2,00         0円を乗じて得た額を加算した額       0円を乗じて得た額を加算した額         93 既存建築物1件を前提とした総につ合的設計によるき建築物の特例認定の申請に対する審査(1)建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)産業物の数が2以上である場合(2)産業物の数に3と以上である場合(2)産業物の数に3とりのの数に	が3以上であ	<u>0 0 円</u> に	が3以上であ	<u>0 0 円</u> に
の数に3     2,00       0 円を乗して得た額を加算した額     0 円を乗して得た額を加算した額       93 既存建築物1件を前提とした総につ合的設計によるき建築物の特例認定の申請に対する審査(1)建築物(既存建築物を除く。以下この頃において同じ。)の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数に32、00円を乗	る場合	2 を超え	る場合	2 を超え
2,000       2,000       2,000       0円を乗じて得た額を加算した額         93 既存建築物 1件       2,000       0円を乗じて得た額を加算した額         93 既存建築物 1件       2,000       0円を乗じて得た額を加算した額         94 既存建築物 1件       2,000       0円を額とした総につ合的設計によるき建築物の特例認定の申請に対する審査(1)建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数に3と以上である場合(2)を対しておりまた。       00円に		る建築物		る建築物
93 既存建築物 1件を前提とした総につ合的設計による建築物の特例認定の申請に対する審査(1)建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1を超える建築物の数に3と、3建築物の数に3と、3と、3を建築物の数に3と、3を建築物の数に3と、3を建築物の数に3と、3を建築物の数に3と、3を建築物の数に3と、3を建築物の数に3と、3を建築物の数に3と、3を建築物の数に3と、3を建築物の数に3と、3を建築物の数に3と、3を建築物の数に3と、3を建築物の数に3と、3を建築物の数に3と、3を建築物の数に3と、3を発物の数に3を発物の数に3を発物の数に3を発物の数に3を発物の数に3を発物の数に3を発物の数に3を発物の数に3を発物の数に3を発物の数に3を発物の数に3を発物の数に3を発力の数に3を発物の数に3を発物の数に3を発物の数に3を発物を除めの数に3を発物を除めの数に3を発物の数に3を発物を除めの数に3を発物の数に3を発物を除めの数に3を発物を除めの数に3を発物を除めの数に3を発物を除めの数に3を発力の数に3を発物を除めの数に3を発力の数に3を発力の数に3を発物の数に3を発力の数と3を発力の数に3を発力の数と3を発力の数に3を発力の数に3を発力の数と3を発力の数と3を発力の数に3を発力の表すのの数に3を発力		の数に3		の数に3
<ul> <li>じて得た額を加算した額</li> <li>93 既存建築物 1件を前提とした総につ合的設計によるき建築物の特例認定の申請に対する審査(1)建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が1である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)建築物の数が2以上である場合(2)産業物の数が2以上である場合(2)産業物の数が2以上である場合(2)産業物の数が2以上である場合(2)産業物の数が2以上である場合(2)産業物の数が2以上である場合(2)産業物の数が2以上である場合(2)産業物の数が2以上である場合(2)産業物の数が2以上である場合(2)産業物の数が2以上である場合(2)産業物の数に32、00円に1を超え、2、00円に1を超え、2、00円に1を超え、2、00円を乗</li> </ul>		2, 00		2,00
額を加算した額  93 既存建築物 1 件 を前提とした総につ合的設計によるき建築物の特例認定の申請に対する審査 (1) 建築物 (既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が 1 である場合 (2) 建築物の数が 2 以上である場合 (2) 建築物の数が 2 以上である場合 (2) 建築物の数が 1 を超える 3 建築物の数が 2 以上である場合 (2) 産業物の数が 1 である場合 (2) 産業物の数が 1 である場合 (2) 産業物の数が 1 である場合 (2) 産業物の数が 2 以上である場合 (3) 産業物の数が 2 以上である場合 (4) 産業物の数が 2 以上である場合 (5) 産業物の数が 2 以上である場合 (6) 日 ア・デート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		0 円 を 乗		0 円を乗
した額		じて得た		じて得た
93       既存建築物1件         を前提とした総につ合的設計によるき建築物の特例認定の申請に対する審査       を前提とした総につ合的設計によるき建築物の特例認定の申請に対する審査         (1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合       00円         (2) 建築物の数が2以上である場合       89,0         (2) 建築物の数が2以上である場合       00円         (2) 建築物の数が2       00円         (2) 建築物の数が2       00円         (2) 建築物の数が2       00円         (2) 建築物の数       00円         (2) 建築物の数 <td< th=""><th></th><th>額を加算</th><th></th><th>額を加算</th></td<>		額を加算		額を加算
を前提とした総につ合的設計によるき 建築物の特例認定の申請に対する審査 (1) 建築物 (既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 (2) 建築物の数 8 9 , 0 が 2 以上である場合 (2) 建築物の数 0 0 円にる場合 (2) 建築物の数 0 0 円にる場合 (2) 建築物の数 0 0 円にる場合 (2) 建築物の数 0 0 0 円にる場合		した額		した額
合的設計によるき 建築物の特例認定の申請に対する審査 (1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	93 既存建築物 1 件		94 既存建築物1件	
建築物の特例認定の申請に対する審査     89,0       (1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合     00円       (2) 建築物の数が2以上である場合     89,0       (2) 建築物の数が2以上である場合     00円に 1を超える建築物の数の数に3と別とである場合       (2) 建築物の数が2以上である場合     00円に 1を超える建築物の数に3と別とである場合       (2) 建築物の数が2以上である場合     00円に 1を超える建築物の数に3と別とである場合       (2) 建築物の数が2以上である場合     00円に 1を超える建築物の数に3と別とである場合       (2) 建築物の数が2以上である場合     00円に 1を超える 2・00円に 1を超える 3・2・00円を乗	を前提とした総につ		を前提とした総につ	
定の申請に対する審査     (1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合     (1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合     (2) 建築物の数が2以上である場合     (3) 2、00 0 0 0 円を乗     (4) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	合的設計によるき		合的設計によるき	
る審査     (1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合     (1) 建築物(既存建築物を除くのの円       (2) 建築物の数が2以上である場合     (2) 建築物の数が2以上である場合       (2) 建築物の数が2以上である場合     (2) 理築物の数が2以上である場合       (2) 建築物の数が2以上である場合     (2) 理築物の数が2以上である場合       (3) 日本経之る理築物の数の数に32、00円を乗	建築物の特例認		建築物の特例認	
(1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合     (1) 建築物(既存建築物を除くの0円       (2) 建築物の数が2以上である場合     (2) 建築物の数が2以上である場合       (3) 日本経之の数に3     (3) 2、00       (4) 日本経統     (5) 日本経統       (5) 日本経統     (5) 日本経統       (6) 日本経統     (6) 日本経統       (7) 日本経統     (7) 日本経統       (8) 日本経統     (9) 日本経統       (1) 建築物を除 (2) 建築物の数が1 である場合     (9) 日本経統       (1) 対象を表示     (9) 日本経統       (1) 対象を表示     (1) 建築物を除 (2) 建築物の数が1 である場合       (2) 建築物の数の数に3     (2) のの数に3       (2) 日本経統     (3) 日本経統       (4) 日本経統     (5) 日本経統       (6) 日本経統     (6) 日本経統       (7) 日本経統     (8) 日本経統       (8) 日本経統     (9) 日本経統       (1) 日本経統     (1) 建築物の数       (2) 日本経統     (1) 日本経統       (2) 日本経統     (1) 日本経統       (2) 日本経統     (3) 日本経統       (4) 日本経統     (4) 日本経統       (5) 日本経統     (6) 日本経統       (7) 日本経統     (7) 日本経統       (8) 日本経統     (8	定の申請に対す		定の申請に対す	
存建築物を除 く。以下この 項において同 じ。)の数が1 である場合       00円         (2) 建築物の数 が2以上である場合       89,0 00円に 1を超える建築物 の数に3 2,00 0円を乗       (2) 建築物の数 が2以上である場合       88,0 00円に 1を超える建築物 の数に3 2,00 0円を乗	る審査		る審査	
く。以下この 項において同 じ。)の数が1 である場合       く。以下この 項において同 じ。)の数が1 である場合         (2) 建築物の数 が2以上であ る場合       8 9 , 0 0 0 円に 1 を超え る建築物 の数に3 2 , 0 0 0 円を乗       (2) 建築物の数 が2以上であ る場合       8 8 , 0 0 0 円に 1 を超え る建築物 の数に3 2 , 0 0 0 円を乗	(1) 建築物(既	8 9 , 0	(1) 建築物 (既	8 8 , 0
項において同 じ。)の数が 1 である場合 (2) 建築物の数 が 2 以上であ る場合 1 を超え る 建築物 の 数に 3 2,000 0円を乗	存建築物を除	00円	存建築物を除	00円
じ。)の数が1       である場合         (2)建築物の数が2以上である場合       89,0         が2以上である場合       00円に         3場合       1を超える場合         3場合       1を超える建築物の数に3         0数に3       2,00         0円を乗       0円を乗	く。以下この		く。以下この	
である場合 (2) 建築物の数 が2以上であ る場合 1 を超え る建築物 の数に3 2,00 0円を乗	項において同		項において同	
(2) 建築物の数     89,0       が2以上である場合     00円に       1を超えるま築物の数に3     00数に3       2,00     0円を乗	じ。) の数が 1		じ。) の数が 1	
が2以上である場合     00円に 1を超え 3建築物 の数に3 2,00 0円を乗     が2以上である場合     00円に 1を超える 3建築物 の数に3 2,00 0円を乗	である場合		である場合	
る場合     1 を超え       3 建築物の数に3     の数に3       2,00     0円を乗	(2) 建築物の数	8 9 , 0	(2) 建築物の数	8 8 , 0
る建築物の数に3       の数に3       2,00       0円を乗	が2以上であ	00円に	が 2 以上であ	00円に
の数に3 2,00 0円を乗	る場合	1 を超え	る場合	1 を超え
2,00       0円を乗		る建築物		る建築物
0 円を乗		の数に3		の数に3
		2 , 0 0		2 , 0 0
じて得た じて得た		0 円 を 乗		0 円 を 乗
		じて得た		じて得た
額を加算     額を加算		額を加算		額を加算

した額	した額
9 4 広い空地を1 件	95 広い空地を1 件
有する総合的設につ	有する総合的設に つ
計による一団地き	計による一団地き
の建築物の容積	の建築物の容積
率又は各部分の	
高さの特例許可	高さの特例許可
の申請に対する	の申請に対する
審査	審査
(1) 建築物の数 2 7 1 ,	(1) 建築物の数 2 6 9 ,
が 1 又は 2 で 0 0 0 円	が 1 又は 2 で 000円
ある場合	ある場合
(2) 建築物の数 2 7 1 ,	(2) 建築物の数 2 6 9 ,
が 3 以上であ 0 0 0 円	が 3 以上であ 0 0 0 円
る場合に2を超	る場合 に2を超
える建築	える建築
物の数に	物の数に
3 2 , 0	3 2 , 0
0 0 円を	00円を
乗じて得	乗じて得
た額を加	た額を加
算した額	算した額
95 広い空地を 1 件	96 広い空地を1件
有する既存建築につ	有する既存建築につ
物を前提としたき	物を前提としたき
総合的設計によ	総合的設計によ
る一団の土地の	る一団の土地の
建築物の容積率	建築物の容積率
又は各部分の高	又は各部分の高
さの特例許可の	さの特例許可の
申請に対する審	申請に対する審
查	直
(1) 建築物(既 2 7 1,	(1) 建築物(既 2 6 9,
存建築物を除 000円	存建築物を除 000円
く。以下この	く。以下この

項において同 じ。)の数が1 である場合 (2) 建築物の数 が2以上であ る場合 に1を超 える建築 物の数に 32,0 00円を	項において同 じ。)の数が1 である場合 (2) 建築物の数 が2以上であ る場合 に1を超 える建築 物の数に 32,0 00円を 乗じて得
た額を加	た額を加
96     一敷地内認 1 件       定建築物以外のに     き       建築物の建築認定の申請に対する審査     89,0       (1)建築物(一敷地内認定建築物を除る。     00円       築物を除項において同じ。)の数が1である場合     の場合	97     一敷地内認 1 件       定建築物以外のにつ     建築物の建築認き       定の申請に対する審査     88,0       (1)建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この頃において同じ。)の数が1である場合
(2) 建築物の数が2以上である場合     00円に1を超える建築物の数の数に32,000円を乗じて4を加算した額	(2) 建築物の数     88,0       が2以上である場合     00円に       1を超える       3と乗物の数に3       2,00       0 円を乗じて得た額を加算した額

97 一敷地内認 1 件	98 一敷地内認 1 件
定建築物以外のにつ	定建築物以外のにつ
建築物の容積率	建築物の容積率き
又は各部分の高	又は各部分の高
さの特例許可の	さの特例許可の
申請に対する審	申請に対する審
査	査
(1) 建築物 (一 2 7 1 ,	(1) 建築物 (一 2 6 9 ,
敷地内認定建 000円	敷地内認定建 000円
築物を除く。	築物を除く。
以下この項に	以下この項に
おいて同じ。)	おいて同じ。)
の数が1であ	の数が1であ
る場合	る場合
(2) 建築物の数 2 7 1 ,	(2) 建築物の数 2 6 9 ,
が 2 以上であ 0 0 0 円	が 2 以上であ 0 0 0 円
る場合 に 1 を 超	る場合に1を超
える建築	える建築
物の数に	物の数に
3 2 , 0	3 2 , 0
00円を	00円を
乗じて得	乗じて得
た額を加	た額を加
算した額	算 した額 第 した額
98 一敷地内許 1 件	9 9 一敷地内許 1 件
可建築物以外のにつ	可建築物以外のにつ
建築物の建築許き	建築物の建築許き
可の申請に対す	可の申請に対す
る審査	る審査
(1) 建築物(一 2 7 1 ,	(1) 建築物 (一 2 6 9 ,
敷地内許可建 000円	敷地内許可建 000円
築物を除く。	<ul><li></li></ul>
以下この項に	以下この項に
おいて同じ。)	おいて同じ。)
の数が1であ	の数が1であ

る場合		る場合	
(2) 建築物の数	2 7 1 ,	(2) 建築物の数 2 6 9 ,	
が2以上であ	0 0 0 円	が 2 以上であ 0 0 0 円	
る場合	に 1 を 超	る場合 に 1 を 超	
	える建築	える建築	
	物の数に	物の数に	
	3 2 , 0	3 2 , 0	
	0 0 円を	0 0 円を	
	乗じて得	乗じて得	
	た額を加	た額を加	
	算した額	算した額	
99 (略)		100 (略)	
100 (略)		101 (略)	
101 (略)		102 (略)	
102 (略)		103 (略)	
103 建築物の1件	1 3 6 ,	104 建築物の1件135,	
一時的な用途のにつ	000円	一時的な用途のにつ000円	
変更の許可の申き	(用途を変	変更の許可の申き (用途を変	
請に対する審査	更して特	請に対する審査 更して特	
	別 興 業 場	別 興 業 場	
	等とする	等とする	
	場合にあ	場合にあ	
	っては、	っては、	
	1 8 2 ,	1 8 2 ,	
	0 0 0 円	0 0 0 円	
		)	
104 (略)		105 (略)	
105 (略)		106 (略)	
106 (略)		107 (略)	
107 (略)		108 (略)	
108 長期優良1 戸	(略)	109 長期優良1 戸 (略	(1
住宅建築等計画につ		住宅建築等計画につ	
の認定の申請にき		の認定の申請にき	
対する審査		対する審査	
(1) 住宅の新築		(1) 住宅の新築	

に係る長期優	に係る長期優
良住宅建築等	良住宅建築等
計画が建築基	計画が建築基
準法第6条第	準法第6条第
1項に規定す	1 項に規定す
る建築基準関	る建築基準関
係規定に適合	係規定に適合
するかどうか	するかどうか
の審査を申し	の審査を申し
出ない者	出ない者
ア長期優良	ア 長期優良
住宅の普及	住宅の普及
の促進に関	の促進に関
する法律(	する法律 (
平成20年	平成20年
法律第87	
号) 第6条	号) 第6条
第1項各号	第1項各号
に掲げる基	に掲げる基
準の適合性	準の適合性
に関し、住	に関し、住
宅の品質確	宅の品質確
保の促進等	保の促進等
に関する法	に関する法
律(平成1	# (平成 1
1年法律第	1 年 法 律 第
8 1 号)第	81号)第
5 条 第 1 項	5条第1項
に規定する	に規定する
登録住宅性	登録住宅性
能評価機関	能評価機関
の技術的審	の技術的審
査を受けて	査を受けて
いる場合	
(7) 1戸建 12,8	(7) 1戸建 11,7

ての専用	00円	ての専用	00円
住宅(人		住宅(人	
の居住の		の居住の	
用以外の		用以外の	
用途に供		用途に供	
する部分		する部分	
を有しな		を有しな	
い住宅を		い住宅を	
いう。以		いう。以	
下この項		下この項	
において		において	
同じ。)		同じ。)	
(イ) 共同住	共同住宅	(1) 共同住	共同住宅
宅等 (共	等の区分	宅等 (共	等の区分
同住宅、	に応じ、	同住宅、	に応じ、
長屋その	それぞれ	長屋その	それぞれ
他1戸建	次に定め	他1戸建	次に定め
ての専用	る額を同	ての専用	る額を同
住宅以外	時に申請	住宅以外	時に申請
の住宅を	する住戸	の住宅を	する住戸
いう。以	の数で除	いう。以	の数で除
下この項	して得た	下この項	して得た
において	金額	において	金額
同じ。)		同じ。)	
a 総戸	1 2 , 8	a 総戸	1 1 , 7
数 が 1	00円	数 が 1	00円
のもの		のもの	
b 総戸	25,1	b 総戸	23,0
数 が 2	00円	数 が 2	00円
以上 5		以上 5	
以下の		以下の	
もの		\$ O	
c 総戸	4 1 , 4	c 総戸	3 7 , 9
数 が 6	00円	数 が 6	00円
以上 1		以上1	
1	ı l	111	1 1

0 以下		0 以下	
のもの		のもの	
d 総戸	7 3 , 3	d 総戸	6 7 , 7
数 が 1	0 0 円	数 が 1	0 0 円
1 以上		1 以上	
2 5 以		2 5 以	
下のも		下のも	
0		Ø	
e 総戸	1 1 1 ,	e 総戸	1 0 2 ,
数 が 2	700円	数 が 2	400円
6 以上		6以上	
50以		50以	
下のも		下のも	
0		0	
f 総戸	1 7 9 ,	f総戸	1 6 4 ,
数 が 5	000円	数 が 5	100円
1 以上		1以上	
1 0 0		1 0 0	
以下の		以下の	
もの		もの	
g 総戸	2 8 0 ,	g総戸	2 5 6 ,
数 が 1	900円	数 が 1	400円
0 1 以		0 1 以	
上 2 0		上 2 0	
0 以下		0以下	
のもの		のもの	
h 総戸	3 4 4 ,	h 総戸	3 1 3 ,
数 が 2	400円	数 が 2	800円
0 1 以		0 1 以	
上のも		上のも	
0		0	
イ 評価方法		イ 評価方法	
基準(平成		基準(平成	
13年国土		13年国土	
交通省告示		交通省告示	

Mar 4 0 4 5	
第 1 3 4 7	第 1 3 4 7
号 ) の う	号 ) の う
ち、長期使	ち、長期使
用構造等と	用構造等と
するための	するための
措置及び維	措置及び維
持保全の方	持保全の方
法の基準 (	法の基準(
平成21年	平成21年
国土交通省	国土交通省
告示第20	告示第20
9 号) の中	9号)の中
で引用され	で引用され
ている基準	ている基準
に適合して	に適合して
いることが	いることが
表示された	表示された
住宅の品質	住宅の品質
確保の促進	確保の促進
等に関する	等に関する
法律第6条	法律第6条
第1項の規	第1項の規
定に基づく	定に基づく
設計住宅性	設計住宅性
能評価書の	能評価書の
交付を受け	交付を受け
ている場合	ている場合
次に掲げ	次に掲げ
る住宅の区	る住宅の区
分に応じ、	分に応じ、
それぞれ次	それぞれ次
に定める金	に定める金
額	額
(ア) 1戸建 19,6	(7) 1戸建 17, 7
ての専用 <u>00円</u>	ての専用 <u> 00円</u>

住宅		住宅	
(イ) 共同住	共同住宅	(イ) 共同住	共同住宅
宅等	等の区分	宅等	等の区分
	に応じ、		に応じ、
	それぞれ		それぞれ
	次に定め		次に定め
	る額を同		る額を同
	時に申請		時に申請
	する住戸		する住戸
	の数で除		の数で除
	して得た		して得た
	金額		金額
a 総戸	1 9 , 6	a 総戸	1 7 , 7
数 が 1	00円	数 が 1	00円
のもの		のもの	
b 総戸	4 3 , 2	b 総戸	3 9 , 0
数 が 2	00円	数 が 2	00円
以上 5		以上 5	
以下の		以下の	
もの		もの	
c 総戸	6 8 , 5	c 総戸	6 1 , 7
数 が 6	00円	数 が 6	00円
以上1		以上 1	
0以下		0 以下	
のもの		のもの	
d 総戸	1 2 6 ,	d 総戸	1 1 4 ,
数 が 1	900円	数 が 1	900円
1以上		1 以上	
2 5 以		2 5 以	
下のも		下のも	
0		0	
e 総戸	2 0 3 ,	e 総戸	183,
数 が 2	500円	数 が 2	300円
6以上		6 以上	
50以		50以	

下のも		下のも	
Ø)		(n)	
f総戸	3 3 7 ,	f 総戸	3 0 3 ,
数 が 5	600円	数 が 5	900円
1 以上		1 以上	
1 0 0		1 0 0	
以下の		以下の	
もの			
g総戸	5 8 8 ,	g 総戸	5 2 7 ,
数 が 1	200円	数が 1	700円
0 1 以		01以	
上 2 0		上 2 0	
0 以下		0 以下	
のもの		のもの	
h 総戸	8 0 1 ,	h 総戸	7 1 7 ,
数 が 2	100円	数 が 2	700円
0 1 以		01以	
上のも		上のも	
0		(I)	
ウ その他の		ウ その他の	
場合		場合	
(ア) 1戸建	5 6 , 5	(ア) 1戸建	5 1 , 3
ての専用	00円	ての専用	00円
住宅		住宅	
(イ) 共同住	共同住宅	(イ) 共同住	共同住宅
宅等	等の区分	宅等	等の区分
	に応じ、		に応じ、
	それぞれ		それぞれ
	次に定め		次に定め
	る額を同		る額を同
	時に申請		時に申請
	する住戸		する住戸
	の数で除		の数で除
	して得た		して得た
	金額		金額

a 総戸 数が 1	5 6 , 5 0 0 円	a 総戸 数が 1	<u>5 1, 3</u> <u>0 0 円</u>
のもの b 総戸 数が 2 以上 5	133,	のもの b 総戸 数が 2 以上 5	120,700円
以下の もの c 総戸	2 1 2 ,	以下の もの c 総戸	1 9 2 ,
数 が 6 以上 1 0 以下 のもの	200円	数 が 6 以上 1 0 以下 のもの	500円
d 総戸 数が1 1以上 25以	4 2 4 , 9 0 0 円	d 総戸 数が1 1以上 25以	3 8 5 , 7 0 0 円
下のも の e 総戸	7 4 6 ,	下のも の e 総戸	6 7 7 ,
数が2 6以上 50以 下のも	900円	数が2 6以上 50以 下のも	100円
の f 総戸 数が5 1以上 100 以下の	1,28 2,30 0円	の f 総戸 数が5 1以上 100 以下の	1 , 1 6 2 , 2 0 0円
もの g 総戸 数が1 01以 上20	2,34 7,90 0円	もの g 総戸 数が1 01以 上20	2 , 1 2 6 , 3 0 0円

0以下		0以下
のもの		のもの
h 総戸	3, 34	h 総戸 <u>3,02</u>
数 が 2	2, 40	数 が 2 5 , 9 0
0 1 以	0 円	01以 0円
上のも		上のも
0		Ø
(2) 住宅の増築		(2) 住宅の増築
又は改築に係		又は改築に係
る長期優良住		る長期優良住
宅建築等計画		宅建築等計画
が建築基準法		が建築基準法
第6条第1項		第 6 条 第 1 項
に規定する建		に規定する建
築基準関係規		築基準関係規
定に適合する		定に適合する
かどうかの審		かどうかの審
査を申し出な		査を申し出な
い者		N者
ア長期優良		ア長期優良
住宅の普及		住宅の普及
の促進に関		の促進に関
する法律第		する法律第
6 条第 1 項		6条第1項
各号に掲げ		各号に掲げ
る基準の適		る基準の適
合性に関		合性に関
し、住宅の		し、住宅の
品質確保の		品質確保の
促進等に関		促進等に関
する法律第		する法律第
5条第1項		5条第1項
に規定する		に規定する
登録住宅性		登録住宅性
能評価機関		能評価機関

1	1 1	111	
の技術的審		の技術的審	
査を受けて		査を受けて	
いる場合		いる場合	
(ア) 1戸建	1 6 , 9	(ア) 1戸建	1 5 , 1
ての専用	0 0 円	ての専用	0 0 円
住宅		住宅	
(イ) 共同住	共同住宅	(イ) 共同住	共同住宅
宅等	等の区分	    宅等	等の区分
	に応じ、		に応じ、
	それぞれ		それぞれ
	次に定め		次に定め
	る額を同		る額を同
	時に申請		時に申請
	する住戸		する住戸
	の数で除		の数で除
	して得た		して得た
	金額		金額
a 総戸			
	1 6 , 9	a 総戸	1 5 , 1
数 が 1	00円	数が 1	00円
のもの		050	
b 総戸	3 1 , 5	b 総戸	28,2
数 が 2	00円	数が2	00円
以上 5		以上 5	
以下の		以下の	
<b>もの</b>		もの	
c 総戸	5 3 , 2	[] c 総戸	4 7 , 5
数 が 6	00円	数 が 6	00円
以上1		以上1	
0以下		0 以下	
のもの		のもの	
d 総戸	8 4 , 1	d 総戸	7 5 , 1
数 が 1	00円	数 が 1	00円
1 以上		1以上	
2 5 以		2 5 以	
下のも		下のも	
1	ı	111	1 1

0		 	
e 総戸	1 4 2 ,	e 総戸	1 2 7 ,
数 が 2	100円	数 が 2	000円
6以上		6以上	
50以		50以	
下のも		下のも	
0		Ø	
f総戸	2 2 7 ,	f 総戸	2 0 3 ,
数 が 5	400円	数 が 5	200円
1 以上		1以上	
1 0 0		1 0 0	
以下の		以下の	
もの		もの	
g総戸	3 8 2 ,	g 総戸	3 4 1 ,
数 が 1	000円	数 が 1	300円
0 1 以		0 1 以	
上 2 0		上 2 0	
0 以下		0以下	
のもの		のもの	
h 総戸	4 7 9 ,	h 総戸	4 2 8 ,
数 が 2	500円	数 が 2	600円
0 1 以		0 1 以	
上のも		上のも	
0		0	
イ その他の		イ その他の	
場合		場合	
(7) 1戸建	8 2 , 4	(7) 1戸建	7 3 , 6
ての専用	00円	ての専用	00円
住宅		住宅	
(イ) 共同住	共同住宅	(1) 共同住	共同住宅
宅等	等の区分	宅等	等の区分
	に応じ、		に応じ、
	それぞれ		それぞれ
	次に定め		次に定め
	る額を同		る額を同

I I	Le	I	L
	時に申請		時に申請
	する住戸		する住戸
	の数で除		の数で除
	して得た		して得た
	金額		金額
a 総戸	8 2 , 4	a 総戸	7 3 , 6
数 が 1	00円	数 が 1	00円
のもの		のもの	
b 総戸	1 9 3 ,	b 総戸	1 7 2 ,
数 が 2	500円	数 が 2	800円
以上 5		以上 5	
以下の		以下の	
もの		もの	
c総戸	3 0 9 ,	c 総戸	2 7 6 ,
数 が 6	600円	数 が 6	400円
以上 1		以上 1	
0以下		0 以下	
のもの		のもの	
d 総戸	6 1 1 ,	d 総戸	5 4 5 ,
数 が 1	400円	数 が 1	900円
1 以上		1 以上	
2 5 以		2 5 以	
下のも		下のも	
0		0	
e 総戸	1, 09	e 総戸	9 7 7 ,
数が 2	4, 90	数 が 2	5 0 0 円
6 以上	0円	6 以上	0 0 11
5 0 以		5 0 以	
下のも		下のも	
0		0	
f総戸	1,88	f総戸	1 , 6 8
数 が 5		数 が 5	
	2, 30		0, 50
1 以上		1 以上	0円
1 0 0		1 0 0	
以下の		以下の	

もの		
g 総戸	3 , 4 8	g 総戸 3,10
数 が 1	2, 50	数が1 9,10
0 1 以	0円	0 1 以 0円
上 2 0		上 2 0
0以下		0以下
のもの		のもの
h 総戸	4, 97	h 総戸 4,44
数 が 2	6, 50	数が2 3,00
0 1 以	0 円	0 1 以 0円
上のも		上のも
の		$\circ$
(3) 長期優	次に掲げ	(3) 長期優 次に掲げ
良住宅建	る額(ウ	良住宅建る額(ウ
築等計画	に掲げる	築等計画に掲げる
が建築基	額にあっ	が建築基額にあっ
準法第6	ては、当	準法第6ては、当
条第1項	該審査に	条第1項 該審査に
に規定す	建築基準	に規定す 建築基準
る 建 築 基	法第87	る建築基 法第87
準関係規	条の4の	準関係規条の4の
定に適合	昇降機に	定に適合 昇降機に
するかど	係る部分	するかど 係る部分
うかの審	が含まれ	うかの審が含まれ
査を申し	る場合に	査を申しる場合に
出る者	限る。)を	出る者 限る。)を
	合算した	合 算 し た
	金額	金額
	ア(略	ア(略
	)	
	1 48	1 <u>4 9</u>
	の 項 種	
	類欄に	類欄に
	掲げる	掲げる
	区分に	区分に

	1.	
応じ、	応じ、	
それぞ	それぞ	
れ同項	れ 同 項	
摘 要 欄	摘 要 欄	
に規定	に規定	
すると	すると	
ころに	ころに	
より算	より算	
定した	定した	
当該手	当該手	
数料の	数料の	
金額を	金 額 を	
同時に	同時に	
申請す	申請す	
る住戸	る住戸	
の数で	の数で	
除して	除して	
得た額	得た額	
得た額 ウ <u>4 9</u>	得た額 ウ <u>5 0</u>	
ウ <u>4 9</u>	ウ <u>5 0</u>	
ウ <u>4 9</u> <u>の 項</u> 種	ウ <u>5 0</u> <u>の 項</u> 種	
ウ <u>4 9</u> <u>の 項</u> 種 類欄(1)	ウ <u>5 0</u> <u>の 項</u> 種 類欄(1)	
ウ <u>4</u> 9 <u>の項</u> 種 類欄(1) から(4)	ウ <u>5 0</u> <u>の 項</u> 種 類欄(1) から(4)	
ウ <u>4 9</u> <u>の 項</u> 種 類欄(1) から(4) ま で に	ウ <u>5 0</u> <u>の 項</u> 種 類欄(1) から(4) ま で に	
ウ <u>4 9</u> <u>の 項</u> 種 類欄(1) から(4) ま で に 掲 げ る	ウ <u>50</u> <u>の項</u> 種 類欄(1) から(4) までに 掲げる	
ウ <u>4 9</u> <u>の項</u> 種 類欄(1) から(4) ま げ る 場 合 の	ウ <u>50</u> <u>の項</u> 種 類欄(1) から(4) ま げ 合 の	
ウ <u>4 9</u> <u>の項</u> 種 類欄(1) から(4) ま 掲 合 の 区	ウ <u>50</u> <u>の項</u> 種 類欄(1) から(4) ま 掲 らで げ 合 の 区	
ウ <u>4 9</u> <u>の 項 </u> 種 類 (1) か ま 掲 場 区 応 で げ 合 分 じ 、	ウ5 0の項欄(1)がま掲場区応それがま掲場区応それ	
ウ <u>4 9</u> <u>の 類</u> 類 (1) か ま 掲 場 区 応 そ で げ 合 分 じ れ で ボ 合 分 じ れ	ウ <u>50</u> の 項 種 類 (1) かま 掲 場 区 応 そ で げ 合 分 じ れ ぞ	
ウ 49	ウ5 0の項欄(1)がま掲場区応それがま掲場区応それ	
ウ の 類 かま 掲 場 区 応 そ れ 手 9 種 1) (4) に る の に 、 ぞ 該 料	ウ5 0の 類欄(1)か ま 掲 場 区 応 そ れ 当 数 料	
ウ の 類 か ま 掲 場 区 応 そ れ 手 の の 類 か ま 掲 場 区 応 そ れ 手 の 質 種 1) 4) に る の に 、 ぞ 該 料 額	ウ <u>5 項</u> (1) か ま 掲 場 区 応 そ れ 手 の で げ 合 分 じ れ 当 数 金	

	→	 	— 6 W
	戸の数		戸の数
	で除し		で除し
	て得た		て得た
	額		額
109 長期優良1 戸	(略)	<u> 110</u> 長期優良1	戸 (略)
住宅建築等計画につ		住宅建築等計画に	7
の変更認定の申き		の変更認定の申き	
請に対する審査		請に対する審査	
(1) 長期優良住	1 0 8 0	(1) 長期優良住	1 0 9 0
宅建築等計画	項種類欄(	宅建築等計画	項種類欄(
が建築基準法	1)のアか	が建築基準法	1)のアか
第6条第1項	らウまで	第6条第1項	らウまで
に規定する建	又は(2)の	に規定する建	又は(2)の
築基準関係規	ア若しく	築基準関係規	ア若しく
定に適合する	はイに掲	定に適合する	はイに掲
かどうかの審	げる場合	かどうかの審	げる場合
査を申し出な	の区分に	査を申し出な	の区分に
い者	応じ、そ	い者	応じ、そ
	れぞれ当		れぞれ当
	該手数料		該手数料
	の金額の		の金額の
	2分の1		2 分の 1
	に相当す		に相当す
	る額		る額
(2) 長期優良住	次に掲げ	(2) 長期優良住	次に掲げ
宅建築等計画	る額(ウ	宅建築等計画	る額(ウ
が建築基準法	に掲げる	が建築基準法	に掲げる
第6条第1項	額にあっ	第6条第1項	額にあっ
に規定する建	ては、当	に規定する建	ては、当
築基準関係規	該審査に	築基準関係規	該審査に
定に適合する	建築基準	定に適合する	建築基準
かどうかの審	法 第 8 7	かどうかの審	法 第 8 7
査を申し出る	条の4の	査を申し出る	条の4の
者	昇降機に	者	昇降機に
	係る部分		係る部分

	1 1
が含まれ	が含まれ
る場合に	る場合に
限る。) を	限る。)を
合算した	合算した
金額	金額
$\mathcal{T} = 1 0$	ア <u>1 0</u>
8の項	9 の 項
種類欄	種類欄
(1) のア	(1) のア
からウ	からウ
まで又	まで又
は(2)の	は(2)の
ア若し	ア若し
くはイ	くはイ
に 掲 げ	に掲げ
る場合	る場合
の区分	の区分
に応	に応
じ、そ	じ、そ
れぞれ	れぞれ
当該手	当該手
数料の	数料の
金額の	金額の
2 分の	2 分 の
1 に相	1 に相
当する	当する
額	額
1 48	1 4 9
の項種	の項種
類欄に	類欄に
掲 げ る	掲げる
区分に	区分に
応じ、	応じ、
それぞ	
	それぞ

1		lı ı	1 1 1
	摘 要 欄		摘要欄
	に規定		に規定
	すると		すると
	ころに		ころに
	より算		より算
	定した		定した
	当 該 手		当 該 手
	数料の		数料の
	金額を		金額を
	同時に		同時に
	申請す		申請す
	る住戸		る住戸
	の数で		の数で
	除して		除して
	得た額		得た額
	ウ <u>4 9</u>		ウ <u>5 0</u>
	の 項 種		の 項 種
	類欄(1)		類 欄 (1)
	から(4)		から(4)
	までに		までに
	掲げる		掲げる
	場合の		場合の
	区分に		区分に
	応じ、		応じ、
	それぞ		それぞ
	れ当該		れ当該
	手数料		手数料
	の金額		の金額
	を同時		を同時
	に申請		に申請
	する住		する住
	戸の数		戸の数
	で除し		で除し
	て得た		て得た
	額		額
	P/\		H/V

	<del>                                     </del>	1	<del>                                     </del>
110 都市の低1 件		1 1 1   都市の低 1 件	
炭素化の促進につ		炭素化の促進につ	
関する法律(平き		関する法律(平き	
成24年法律第		成24年法律第	
8 4 号) 第 5 3		8 4 号) 第 5 3	
条第1項の規定		条第1項の規定	
に基づく低炭素		に基づく低炭素	
建築物新築等計		建築物新築等計	
画の認定の申請		画の認定の申請	
に対する審査		に対する審査	
(1) 低炭素建築	(略)	(1) 低炭素建築	(略)
物新築等計画		物新築等計画	
が建築基準法		が建築基準法	
第6条第1項		第6条第1項	
に規定する建		に規定する建	
築基準関係規		築基準関係規	
定に適合する		定に適合する	
かどうかの審		かどうかの審	
査を申し出な		査を申し出な	
い者		い者	
ア 1戸建て	4 1 , 7	ア 1戸建て	3 7 , 8
の住宅(人	0 0 円	の住宅(人	0 0 円
の居住の用		の居住の用	
以外の用途		以外の用途	
に供する部		に供する部	
分(以下こ		分(以下こ	
の項におい		の項におい	
て「非住宅		て「非住宅	
部分」とい		部分」とい	
う。)を有し		う。)を有し	
ないものに		ないものに	
限る。以下		限る。以下	
この項にお		この項にお	
いて同じ。)		いて同じ。)	
イ 共同住宅		イ 共同住宅	
	1 1	11	1 1

	1 1 1	11	
等(共同住		等(共同住	
宅、長屋そ		宅、長屋そ	
の他1戸建		の他1戸建	
ての住宅以		ての住宅以	
外の住宅を		外の住宅を	
いう。以下		いう。以下	
この項にお		この項にお	
いて同じ。)		いて同じ。)	
(ア) 認定申		(ア) 認定申	
請区分が		請区分が	
住戸のみ		住戸のみ	
a 戸数	4 1 , 7	a 戸数	3 7 , 8
が 1 の	0 0 円	が 1 の	0 0 円
もの		<b>₺</b> の	
b 戸数	8 3 , 9	b 戸数	7 6 , 0
が 2 以	0 0 円	が 2 以	0 0 円
上 5 以		上 5 以	
下のも		下のも	
0		0	
c 戸数	1 1 8 ,	c 戸数	1 0 6 ,
が 6 以	000円	が6以	900円
上 1 0		上 1 0	
以下の		以下の	
もの		\$ 0 B	
d 戸数	1 6 6 ,	d 戸数	1 5 0 ,
が 1 1	000円	が 1 1	300円
以上 2	0 0 0 1 1	以上 2	0 0 0 1 1
5以下		5 以下	
のもの		のもの	
e 戸数	2 3 8 ,	e 戸数	2 1 5 ,
が 2 6		が 2 6	
以上 5	400円	以上 5	900円
0以下		0以下	
のもの		のもの ・ 三 ***	
f 戸数	3 4 2 ,	f 戸数	3 0 9 ,

が 5 1	100円	か 5 1	700円
以上1		以上1	
00以		00以	
下のも		下のも	
0		0	
g 戸数	4 6 4 ,	g 戸数	4 2 0 ,
が 1 0	300円	ガ 1 0	400円
1 以上		1 以上	
2 0 0		2 0 0	
以下の		以下の	
もの		もの	
h 戸数	6 0 9 ,	h 戸数	5 5 2 ,
が 2 0	800円	が 2 0	100円
1 以上		1 以上	
3 0 0		3 0 0	
以下の		以下の	
もの		もの	
i 戸数	7 1 7 ,	i 戸数	6 4 9 ,
が 3 0	300円	が 3 0	400円
1 以上		1 以上	
のもの		のもの	
(イ) 認定の	イ(ア)に掲	(イ) 認定の	イ(ア)に掲
申請区分	げる住棟	申請区分	げる住棟
が住棟全	全体の戸	が住棟全	全体の戸
体又は住	数に応じ	体又は住	数に応じ
戸及び当	た区分と	戸及び当	た区分と
該住棟全	同一の額	該 住 棟 全	同一の額
体	に加え、	体	に加え、
	認定に係		認定に係
	る住棟の		る住棟の
	共 用 部 分		共用部分
	の床面積		の床面積
	の合計が		の合計が
	次の区分		次の区分
	に応じ、		に応じ、

1		Ti i	
	それぞれ		それぞれ
	次に定め		次に定め
	る額を合		る額を合
	算した金		算した金
	額		額
a 3 0	1 3 2 ,	a 3 0	1 1 9 ,
0 平方	300円	0 平方	900円
メート		メート	
ル以内		ル以内	
のもの		のもの	
b 3 0	2 1 8 ,	b 3 0	1 9 7 ,
0 平方	100円	0 平方	500円
メート		メート	
ルを超		ルを超	
ž 2 ,		え 2 ,	
0 0 0		0 0 0	
平方メ		平方メ	
ートル		ートル	
以内の		以内の	
50°		<b>t</b> 0	
c 2,	3 3 9 ,	c 2,	3 0 7 ,
0 0 0	<u>5 0 0 円</u>	0 0 0	300円
平方メ	3 0 0 1 1	平方メ	3 0 0 1 1
ートル		ートル	
を超え		を超え	
5, 0			
		5, 0	
0 0 平		00平	
方メー		方メー	
トル以		トル以	
内のも		内のも	
0		0	
d 5,	4 3 5 ,	d 5,	3 9 4 ,
0 0 0	800円	0 0 0	500円
平方メ		平方メ	
ートル		ートル	

1	İ İ	
を 超 え		を超え
1 0 ,		1 0 ,
0 0 0		0 0 0
平方メ		平方メ
ートル		-
以内の		以内の
もの		もの
e 1 0	5 2 0 ,	e 10 <u>471,</u>
, 0 0	700円	, 00 400円
0 平方		0 平方
メート		メート
ルを超		ルを超
<b>え</b> 25		え 2 5
, 0 0		, 00
0 平方		0 平方
メート		メート
ル以内		ル以内
のもの		のもの
f 2 5	6 0 6 ,	f 25 549,
, 0 0	500円	, 00 100円
0 平方		0 平方
メート		メート
ルを超		ルを超
えるも		えるも
0)		
ウ複合建築		ウ複合建築
物(住宅と		物(住宅と
非住宅部分		非住宅部分
とを有する		とを有する
建築物をい		建築物をい
う。以下こ		う。以下こ
の項におい		の項におい
て同じ。)		( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
(ア) (略)		(ア) (略)
(イ) 認定の	イ(ア)に掲	(イ) 認定の イ(ア)に掲
1	11	THE TOTAL THE T

1	1	111	1 1
申請区分	げる住棟	申請区分	げる住棟
が複合建	全体の戸	が複合建	全体の戸
築物全体	数に応じ	築物全体	数に応じ
又は住戸	た区分と	又は住戸	た区分と
及び当該	同 一 の	及び当該	同一の
複合建築	額、イ(イ)	複合建築	額、イ(イ)
物全体	に掲げる	物全体	に掲げる
	共用部分		共 用 部 分
	の床面積		の床面積
	の合計に		の合計に
	応じた区		応じた区
	分と同一		分と同一
	の額及び		の額及び
	非住宅部		非住宅部
	分につい		分につい
	て、次に		て、次に
	掲げる審		掲げる審
	査の区分		査の区分
	に応じ、		に応じ、
	それぞれ		それぞれ
	次に定め		次に定め
	る額を合		る額を合
	算した金		算した金
	額		額
a bに		a b lZ	
掲げる		掲げる	
審査以		審査以	
外の審		外の審	
查		查	
(a) 3	2 9 1 ,	(a) 3	2 6 4 ,
0 0	700円	0 0	300円
平方	1 4	平方	
× –			
トル			
以内		以内	
	I I		1 1

1 ,1		II . I	
O &		O &	
0		0	
(b) 3	4 6 4 ,	(b) 3	4 2 0 ,
0 0	900円	0 0	900円
平 方		平 方	
メー		メ ー	
トル		トル	
を超		を超	
え 2		え 2	
, 0		, 0	
0 0		0 0	
平 方		平方	
メ ー		* -	
トル		トル	
以 内		以内	
0 6		0 t	
0		0	
(c) 2	6 6 1 ,	(c) 2	5 9 8 ,
, 0	500円	, 0	800円
0 0		0 0	
平 方		平 方	
× -		メ ー	
トル		トル	
を超		を超	
え 5		え 5	
, 0		, 0	
0 0		0 0	
平 方		平方	
メー		* -	
トル		トル	
以 内		以内	
0 6		の も	
0		0	
(d) 5	8 1 1 ,	(d) 5	7 3 4 ,
, 0	200円	, 0	300円
1	1 1	į i	1 1

0 0		0 0	
平方		平方	
メ ー		メ ー	
トル		トル	
を超		を超	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		え 1	
0 ,		0 ,	
0 0		0 0	
0 平		0 平	
カメ		カメ	
- F		— F	
ル以		ル以	
内の		内の	
もの		もの	
(e) 1	9 5 6 ,	(e) 1	8 6 5 ,
0 ,	100円	0 ,	500円
0 0		0 0	
0 平		0 平	
方 メ		カメ	
— F		— F	
ルを		ルを	
超え		超 え	
2 5		2 5	
, 0		, 0	
0 0		0 0	
平方		平方	
× -		× –	
トル		トル	
以内		以内	
0 5		の も	
0		0	
(f) 2	1, 09	(f) 2	987,
5 ,	1 , 2 0	5 ,	8 0 0 円
0 0	0円	0 0	
0 平		0 平	
11	1 1	ji	1 [ ]

		ī
方 メ	カメ	
~ F	- F	
ルを	ルを	
超え	超え	
るも	る も	
0	Ø	
b 建築	b 建築	
物に係	物に係	
るエネ	るエネ	
ルギー	ルギー	
の使用	の使用	
の合理	の合理	
化の一	化の一	
層の促	層の促	
進その	進 そ の	
他の建	他の建	
築物の	築物の	
低 炭 素	低 炭 素	
化の促	化の促	
進のた	進のた	
めに誘	めに誘	
導すべ	導すべ	
き基準	き基準	
(平成 2	(平成 2	
4 年 経	4 年 経	
済 産 業	済 産 業	
省・国	省・国	
土交通	土交通	
省・環	省・環	
境省告	境省告	
示 第 1	示 第 1	
1 9 号	1 9 号	
) I 第	) I 第	
1 Ø 1		
Ø 1 —		

1	1 1	11	1 1
2 ただ		2 ただ	
し書及		し書及	
び2の		び 2 の	
2 - 1		2 - 1	
ただし		ただし	
書に定		書に定	
める方		める方	
法によ		法によ	
る審査		る審査	
(a) 3	1 0 5 ,	(a) 3	1 0 5 ,
0 0	600円	0 0	500円
平方		平方	
× -		* -	
トル		トル	
以内		以 内	
0 6		0 6	
0		0	
(b) 3	1 7 6 ,	(b) 3	1 7 6 ,
0 0	800円	0 0	500円
平方		平方	
* -		* -	
トル			
を超		を超	
え 2		え 2	
, 0		, 0	
0 0		0 0	
平方		平方	
× –			
トル		トル	
以内		以内	
め も		以 Pi の も	
<i>O</i>		0 6 0	
	2 9 6		
	2 8 6 ,		2 8 5 ,
, 0	100円	, 0	600円
0 0		0 0	

平方		平方	
メー		× –	
トル		トル	
を超		を超	
え 5		え 5	
, 0		, 0	
0 0		0 0	
平方		平方	
メー		メー	
トル		トル	
以 内		以内	
0 5		0 6	
0		$\mathcal{O}$	
(d) 5	3 7 3 ,	(d) 5	3 7 2 ,
, 0	500円	, 0	900円
0 0		0 0	
平方		平方	
メー		メー	
トル		トル	
を超		を超	
え 1		え 1	
0 ,		0 ,	
0 0		0 0	
0 平		0 平	
方メ		方 メ	
— F		— F	
ル以		ル以	
内の		内の	
もの		₹ <i>0</i>	
(e) 1	4 4 8 ,	(e) 1	4 4 8 ,
0 ,	700円	0 ,	000円
0 0		0 0	
0 平		0 平	
方 メ		方 メ	
— F			

ルを		ルを	
超え		超え	
2 5		2 5	
, 0		, 0	
0 0		0 0	
平方		平方	
* -		メ ー	
トル		トル	
以 内		以内	
0 5		の も	
0		$\bigcirc$	
(f) 2	5 2 6 ,	(f) 2	5 2 5 ,
5 ,	400円	5 ,	500円
0 0		0 0	
0 平		0 平	
方 メ		カメ	
— F		— F	
ルを		ルを	
超え		超え	
る も		る も	
0)		0	
工 (略)		工 (略)	
(2) 低炭素建築物	次に掲げ	(2) 低炭素建築物	次に掲げ
新築等計画が建	る額(ウ	新築等計画が建	る額(ウ
築基準法第6条	に掲げる	築基準法第6条	に掲げる
第1項に規定す	額にあっ	第1項に規定す	額にあっ
る建築基準関係	ては、当	る建築基準関係	ては、当
規定に適合する	該審査に	規定に適合する	該審査に
かどうかの審査	建築基準	かどうかの審査	建築基準
を申し出る者	法第87	を申し出る者	法第87
	条の4の		条の4の
	昇降機に		昇降機に
	係る部分		係る部分
	が含まれ		が含まれ
	る場合に		る場合に

限る。)を	限る。)を
<b>分算した</b>	合算した
金額	金額
ア (略)	ア (略)
1 48	1 49
の項種	<u>の項</u> 種
類欄に	類欄に
掲 げ る	掲げる
区分に	区分に
応じ、	応じ、
それぞ	それぞ
れ同項	れ同項
摘 要 欄	摘 要 欄
に規定	に規定
すると	すると
ころに	ころに
より算	より算
定した	定した
当該手	当該手
数料の	数料の
金額 と	金額と
同一の	同一の
額	額
ウ <u>4 9</u>	<u>ウ 5 0</u>
の項種	の項種
類欄(1)	類欄(1)
から(4)	から(4)
までに	までに
掲 げ る	掲げる
場合の	場合の
区分に	区分に
応じ、	応じ、
それぞ	それぞ
れ 当 該	れ当該
手 数 料	手数料

											金同	額一													金同	額一	
										の	額												0)	割	頁		
1	1	1	者	市	· の {	氏	1	件					(略)	1 :	L 2		都	市	の1	氐 1	. 1/2	<b>‡</b>					(略)
j	炭	素	化の	促	進し	ح	に	つ						b	素	化	; の	促	進し	これ	_ /	)					
	関、	す	る法	律	第	5	き							厚	りす	る	法	律	第:	5 a	<u> </u>						
	5	条:	第 1	項	のま	見								5	5 条	: 第	; 1	項	のキ	見							
,	定	に	基へ	5 <	低点	炭								ī	ご に	. 基	う	<	低点	炭							
3	素	建	築物	新	築勻	等								쿩	₹ 建	築	物	新	築勻	等							
i	計i	画	の変	更	認定	É								言	十画	T)	変	更	認気	定							
(	0)	申	請に	. 対	す	3								0	申	請	に	対	する	5							
·	審 2	查												匒	<b>肾</b> 查												
	(1)	)	変貝	! に	係	3			1	1	0	0)	(略)	(	1)	巭	ぎ更	に	係る	5		-	1 1		1	0)	(略)
	ſ	氏)	炭 素	建	築华	勿			項	種	類	攔(			低	炭	素	建	築物	勿		1	<u>項</u> 種	美	頁相	闌(	
	7	新	築等	計	画	ð\$			1)	に	. 掲	げげ			新	築	等	計	画力	ßŝ		-	1) (	C	掲	げ	
	<b>7</b>	建	築基	準	法負	第			る	場	合	0			建	築	基	準	法負	第			る場	<u>ヨ</u>	合	の	
		6 :	条第	; 1	項(	2			区	分	に	応			6	条	第	1	項(	ح		]	区分	}	に	応	
	ŧ	規力	定す	る	建築	築			じ	`	そ	れ			規	定	す	る	建多	耟			じ、		そ	れ	
	2	基	準関	係	規定	主			ぞ	れ	当	該			基	準	関	係	規划	定		-	ぞれ	ι	当	該	
	l	に)	適合	す	37	<b>ት</b>			手	数	料	0			に	適	合	す	るな	32		-	手 絭	攵	料	の	
	(	لخ	うか	0	審了	査			金	額	0	2			ど	う	カュ	0)	審了	奎		-	金名	頁	0)	2	
	7	を	申し	出	なし	۲)						に			を	申	し	出	ない	<i>(</i> )			分の				
		者							相	当	す	る			者							7	相当	á	す	る	
									額														額				
			変更									げ		(					係る				次に				
			炭 素									ウ							築隼				る割				
			築等								げ								画力				に推				
			築基								あ								法負				額に				
			条第						て	は	`	当							項(				てに				
			定す									に							建多				該 匒				
	2	基	準関	係	規算	主			建	築	基	準			基	準	関	係	規划	主			建築				
	l	に)	適合	す	るが	<b>ት</b>			法	第	8	7			に	遃	合	す	るな	<u>ያ</u> ነ		1	法 第	与	8	7	
	(	ど	うか	(D)	審了	查			条	0)	4	0)			لنا	う	か	0)	審了	奎		100	条 0	)	4	の	
	Ž	をほ	≢し	出	る者				昇	降	機	に			を	申	し	出る	者			=	昇隆	文	機	に	
									係	る	部	分										1	係る	5	部	分	

が含まれ	が含まれ
る 場 合 に	る場合に
限る。) を	限る。)を
合算した	合算した
金額	金額
7 <u>1 1</u>	7 <u>1 1</u>
<u>0 の項</u>	1の項
種類欄(	種類欄(
1)に掲	1)に掲
げる場	げる場
合の区	合の区
分に応	分に応
じ、そ	じ、そ
れぞれ	れぞれ
当該手	当該手
数料の	数料の
金額の	金額の
2分の	2 分 の
1 に相	1 に相
当する	当する
額。 た	額。た
だし、	だし、
都市の	都市の
低炭素	低 炭 素
化の促	化の促
進に関	進に関
する法	する法
律 第 5	律 第 5
4 条 第	4 条 第
1 項に	1 項に
掲 げ る	掲げる
基準の	基準の
適合性	適合性
に関し	に関
し、登	し、登

绿住宅	録住宅
性能評	性 能 評
価機関	価 機 関
若 しく	若しく
は登録	は登録
建築物	建築物
エネル	エネル
ギー消	ギー消
費性能	費性能
判定機	判定機
関の技	関の技
術的審	術 的 審
査を受	査を受
けたも	けたも
の又は	の又は
設計住	設 計 住
宅性能	宅性能
評価書	評 価 書
の交付	の交付
を受け	を受け
たもの	たもの
以外の	以外の
もので	もので
ある場	ある場
合に限	合に限
る。	る。
4 8	1 <u>4 9</u>
<u>の 項</u> 種	<u>の項</u> 種
類欄に	類欄に
掲 げ る	掲げる
区分に	区分に
応 じ、	応じ、
それぞ	それぞ
れ同項	れ同項
摘要欄	摘要欄
1 1 1 1	

1	規定		に規定
	ると		すると
	ろに		ころに
	り算		より算
定	した		定した
当	該 手		当該手
数	料の		数料の
金	額と		金額と
同	- O		同一の
額	i		額
ウ	4 9		ウ <u>5 0</u>
	項 種		の 項 種
類	欄(1)		類欄(1)
カッ	ら(4)		から(4)
ま	でに		までに
掲	げる		掲げる
場場	- 合 の		場合の
	分に		区分に
応	じ、		応じ、
?	れぞ		それぞ
h	当該		れ当該
手	数料		手 数 料
	金 額		の金額
ع ا	司 一		と同一
0	額		の額
112 建築物の1件		113 建築物の1	[牛]
エネルギー消費につ		エネルギー消費に	
性能の向上に関き		性能の向上に関き	
する法律第12		する法律第12	
条第1項及び第		条第1項及び第	
13条第2項の		13条第2項の	
規定に基づく建		規定に基づく建	
築物エネルギー		築物エネルギー	
消費性能適合性		消費性能適合性	
判定に係る審査		判定に係る審査	

l I	1 1	111	1 1 1
(1) 建築物エネ		(1) 建築物エネ	
ルギー消費性		ルギー消費性	
能基準等を定		能基準等を定	
める省令(平		める省令(平	
成28年経済		成28年経済	
産業省・国土		産業省・国土	
交通省令第1		交通省令第1	
号) 第1条第		号)第1条第	
1項第1号イ		1項第1号イ	
に規定する一		に規定する一	
次エネルギー		次エネルギー	
消費量(以下		消費量(以下	
この項におい		この項におい	
て「一次エネ		て「一次エネ	
ルギー消費量		ルギー消費量	
」という。) の		」という。)の	
算定対象とな		算定対象とな	
る部分を有す		る部分を有す	
る建築物		る建築物	
ア 同号イに	次に掲げ	ア 同号イに	次に掲げ
掲げる基準	る主要な	掲げる基準	る主要な
による審査	用途の部	による審査	用途の部
	分に応		分に応
	じ、それ		じ、それ
	ぞれ次に		ぞれ次に
	定める金		定める金
	額		額
(ア) 工場、	非住宅部	(ア) 工場、	非住宅部
倉庫その	分 (建築	倉庫その	分 (建 築
他市長が	物のエネ	他市長が	物のエネ
定める用	ルギー消	定める用	ルギー消
途(以下	費性能の	途(以下	費性能の
この項に	向上に関	この項に	向上に関
おいて「	する法律	おいて「	する法律
工場等の	第 1 1 条	工場等の	第 1 1 条

]	] I		j i i
用途」と	第1項に	用途」と	第1項に
いう。)	規定する	(いう。)	規定する
	非住宅部		非住宅部
	分をい		分をい
	う。以下		う。以下
	この項に		この項に
	おいて同		おいて同
	じ。) の床		じ。) の床
	面積の合		面積の合
	計につい		計につい
	て、次に		て、次に
	掲げる面		掲げる面
	積の区分		積の区分
	に応じ、		に応じ、
	それぞれ		それぞれ
	次に定め		次に定め
	る金額		る金額
a 3 0	5 2 , 2	a 3 0	5 2 , 1
0 平方	0 0 円	0 平方	0 0 円
メート		メート	
ル以上		ル以上	
2, 0		2,0	
0 0 平		00平	
方メー			
トル未		トル未	
満		満	
b 2,	1 2 3 ,	b 2,	1 2 3 ,
0 0 0	400円	0 0 0	200円
平方メ		平方メ	
ートル		ートル	
以上 5		以上 5	
, 0 0		, 0 0	
0 平方		0 平方	
メート		× -	
ル未満			
/ \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \	I I		1 1

1	1 1	1 1	1 1 1
c 5,	1 8 2 ,	c 5,	1 8 2 ,
0 0 0	500円	0 0 0	200円
平方メ		平方メ	
ートル		ートル	
以上1		以上1	
0,0		0 , 0	
0 0 平		0 0 平	
カメー		カメー	
トル未		トル未	
満		満	
d 1 0	2 2 5 ,	d 1 0	2 2 5 ,
, 0 0	400円	, 00	000円
0 平方		0 平方	
メート		メート	
ル以上		ル以上	
2 5 ,		2 5 ,	
0 0 0		0 0 0	
平方メ		平方メ	
ートル		- F 12	
未満		未満	
e 2 5	2 7 8 ,	e 2 5	2 7 8 ,
, 0 0	800円	, 0 0	300円
0 平方	0 0 0 1 1	0 平方	0 0 0 1 1
メート			
ル以上		ル以上	
(イ) その他	非住宅部	(1) その他	非住宅部
の用途	分の床面	の用途	分の床面
02/11/70	積の合計		積の合計
	(こっ) (こっ)		につい
	て、次に		て、次に
	掲げる面		掲げる面
	積の区分		積の区分
	に応じ、		に応じ、
	それぞれ		それぞれ
	次に定め		次に定め

1	1 1 1	li i	1 1 1
	る金額		る金額
a 3 0	4 4 5 ,	a 3 0	4 4 4 ,
0 平方	500円	0 平方	700円
メート		メート	
ル以上		ル以上	
2 , 0		2 , 0	
0 0 平		0 0 平	
方メー		カメー	
トル未		トル未	
満		満	
b 2,	6 3 5 ,	b 2,	6 3 4 ,
0 0 0	600円	0 0 0	600円
平方メ		平方メ	
ートル		ートル	
以上 5		以上 5	
, 0 0		, 0 0	
0 平方		0 平方	
メート		メート	
ル未満		ル未満	
c 5,	7 8 2 ,	c 5,	7 8 1 ,
0 0 0	900円	0 0 0	600円
平方メ		平方メ	
ートル		ートル	
以上 1		以上1	
0, 0		0,0	
0 0 平		0 0 平	
方メー		方メー	
トル未		トル未	
満		満	
d 1 0	9 2 5 ,	d 1 0	9 2 3 ,
, 0 0	300円	, 0 0	800円
0平方	0 0 1 1	0 平方	2 2 2 1 1
メート		メート	
ル以上		ル以上	
2 5 ,		2 5 ,	

平方メ         平方メ	
ートル	
未満	
e 25 1,05 e 25 1,05	
$\begin{bmatrix} 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 $	
0 平 方	
ル以上	
イ 同号口に 次 に 掲 げ	
掲げる基準   る主要な   掲げる基準   る主要な	
による審査 用途の部 による審査 用途の部	
分に応り	
じ、それ     じ、それ	
ぞれ次に	
定める金に関する金にはある金にある金にある金にある金にある金にある金にある金にある金にある。	
額額	
(ア) 工場等 非住宅部 (ア) 工場等 非住宅部	
の用途 分の床面 別 の用途 分の床面	
積の合計 積の合計	
にっい   にっい	
掲げる面	
積の区分      積の区分	
に応じ、     に応じ、	
次に定め     次に定め	
る金額	
a 30 45,8   a 30 45,7	
0 平 方	
ル以上	
00平 00平	
カメー       カメー	

満 b 2, 115, 000 m 7	トル未	トル未	
b 2, 0000 平方メ ートル 以上5 ,000 の 平方 メート ル末満 c 5, 000 0 平方メ ートル 以上1 0,00 000 平方メートルル 以上1 0,00 000 平方メートルポ 満 d 10 215, 000 00平 方メートル トル末 満 d 10 215, 000 平方メートル トル末 満 d 10 0 平方 メート ルル末 満 d 10 0 平方 メートル ルス満 c 5, 000 00平 方メートル トル末 満 d 10 0 平方 メートル ルス満 d 10 0 平方 メートル ルス曲 は 10 0 0 0 0 0 平 方メートルル ルスートル ルスートル ルスートル カメートル トル末 満 d 10 0 平方 メートル ルスートル ルスートル カメートル トル末 満 d 10 0 平方 メートル ルスートル ルスートル カメートトル トル末 満 d 10 0 平方 メートル ルスートル スートル スートル カメートトル スートル カメートトル スートル カメートトル スートル カメートトル末 満 d 10 0 平方 メートル メートル スートル 末満 e 25, 000 000 平方メ ートル 末満 e 25, 000 000 平方メ ートル 末満 e 25, 000 0 平方 0 平方 0 平方 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
0000       300円         平方メートル以上 5       000         000       0平方メートル以上 1         000       600円         平方メートル以上 1       000         000       000円         平方メートル 以上 1       000         000       000円         ア方メートル 満       000円         000円       00円         000円       00円         000円       00円			
平方メートル以上 5 ,000 0 平方 メートル水満 c 5, 173, 000 0 平方メートル以上 1 0,00 0 0 平方メートルル 以上 1 0,00 0 0 平方メートルル			
ートル 以上5 ,000 0平方 メート ル未満 c 5, 173, 600円 平方メートル 以上1 0,00 00平 方メートル末 満 d 10 215, 700円 0平方 メートル以上 25, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル ル末 満 d 10 215, 700円 0平方 メートル ル以上 25, 000 平方メートル ル以上 25, 000 平方メートル ル以上 25, 000 平方メートル ル以上 25, 000 平方メートル ル以上 25, 000 平方メートル ル以上 25, 000 平方メートル ル以上 25, 000 平方メートル ル以上 25, 000 平方メートル ル以上 25, 000 平方メートル ル以上 25, 000 平方メートル 米満 e 25, 000 0平方 ア方メートル 米満 e 25, 000円 0平方			200 <u>H</u>
以上 5 , 00 0 平方 メート ル末満 c 5, 173, 000 600円 平方メートル 以上 1 0, 0 0 0 平方 カメートル末 満 d 10 215, , 00 0 0 平方 メートル以上 2 5, 0 00 0 平方メートル 以上 1 0, 0 0 0 平方 メートル 以上 1 0 , 0 0 0 0 平 方メートル トル末 満 d 10 215, 700円 0 平方 メートル 以上 2 5, 0 0 0 0 平方メートル ル以上 2 5, 0 0 0 0 平方メートル 未満 c 2 5 2 6 7, , 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
、00       0 平方         メート       ル未満         c 5,       173,         000       600円         平方メートル       以上1         0,0       00平         びと1       0,0         00平       00平         カメートル未満       は         は 10       215,         700円       0平方         メートル以上       25,         000       平方メートル以上         25,       000         0平方メートル未満       267,         000       平方メートル未満         e 25,       267,         , 00       000円         0平方       000円			
0 平方       メート         メート       ル未満         c 5,       173,         0 0 0       600円         平方メートル       以上1         0,0       00平方         ル未満       d 10         0 平方       カンートル         ルル未満       d 10         0 平方       カンートル         ル以上       25,         0 0 0       平方メートル         ル以上       25,         0 0 0       平方メートル         ル以上       25,         0 0 0       平方メートル         未満       e 25         0 0 0       0 0 0         中トル       未満         e 25       267,         0 0 0       0 0 0         0 平方       0 0 0			
メート ル未満 c 5, 000 平方メ ートル 以上1 0,0 00平 方メートトル未 満 d 10 215, ,00 0平方 メート ル以上 25, 000 平方メ ートル 未満 e 25, ,00 0平方 大・ル未 未満 e 25, ,00 0平方 大・トル 未満 e 25, ,00 0平方 大・トル 大ル未 たルよ 215, 000 00平 大ルト ル以上 25, 000 000 000 000 000 000 000 000 000 0			
ル未満 c 5, 000 600円 平方メ ートル 以上 1 0, 0 00平 方メー トル未 満 d 10 215, ,00 0平方 メート ル以上 25, 000 平方メ ートル 未満 e 25, 000 0平方 大カートル 未満 e 25, 000 0平方 大カートル 未満 e 25 ,000 0平方 大カートル 未満 e 25 ,000円 0平方 、000 平方メ ートル 未満 e 25 ,000円 0平方 、000 平方メ ートル 未満 e 25 ,000円 0平方 、000 平方メ ートル 未満 e 25 ,000円 0平方 、000円 0平方 、000円 0平方 スート ル以上 25, 0000 平方メ ートル 未満 e 25 ,000円 0平方 、000円 0平方 、000円 0平方			
c 5,     173,       0000     600円       平方メートル以上1     0,0       0,0     0,0       00平方メートル末満     0,0       0 0 0円     0,0       0 0 0平方メートル以上25,     0,0       0 平方メートル以上25,     0,0       0 平方メートルよ満     0,0       0 平方メートルよ満     0,0       0 0 0平方メートルよ満     0,0       0 0 0     0,0       0 平方メートルカス     0,0       未満     0,0       0 平方     0,0       0 0 0     0,0			
0000     600円       平方メートル以上1     0,0       000平方メートル未満     0,0       d 10     215,       700円     0平方       000     300円       0平方     300円       0平方     300円       0平方     300円       0平方     267,       000円     0平方       000円     00円       0平方     267,       000円     0平方       000円     00円       0平方     000円       0平方     000円       0平方     000円       0平方     000円	ル未満	ル未満	
平方メートル         以上 1         0,0         0 0 平方メートル未満         は 1 0         2 1 5,         7 0 0 円         0 平方メートル以上         2 5,         0 0 0         2 5,         0 0 0         平方メートル 未満         e 2 5         0 0 0         平方メートル未満         e 2 5         0 0 0         0 下方         0 0 0         平方メートル未満         e 2 5         5 0 0 円         0 平方         0 0 0         0 下方			1 7 3 ,
一トル       以上1         0,0       00平         カメートル末満       満         d 10       215,         ,00       700円         0平方       300円         0平方       000円         0平方       25,         000       平方メートル以上         25,       25,         000       平方メートル未満         e 25,       267,         ,00       00円         0平方       267,         ,00       00円         0平方       00円	0 0 0	000円	300円
以上 1 0,0 00平 方メートルス 満 d 10 0平方 メートル以上 25,0 000 平方メートルストル以上 25,0 000 平方メートルストルリントル以上 25,0 000 平方メートルストルリントルリントルリントルリントルリントルリントルリントルリントルリントルリン	平方メ	平方メ	
0,0       0,0         00       00         カメートル未満       は10         00       00円	ートル	ートル	
00平方メートル未満       215, 700円       300円         0 平方メートル 未満       200円       300円         0 平方メートル 未満       25, 00円       000円         0 平方メートル 未満       267, 500円       000円         0 平方       267, 000円       000円         0 平方       000円       000円	以上1	以上 1	
方メートル未満     は 10 215, 700円     は 10 215, 300円       0 平方メートル以上 25, 000 で方メートル未満 e 25 , 00 ので方方 スートル 未満 e 25 , 00円 の平方     2 6 7, 500円 の平方     2 6 7, 000円 の平方	0 , 0	0 , 0	
トル未 満 d 10 215, ,00 0平方 メート ル以上 25, 000 平方メ ートル 未満 e 25 ,000 の平方 ,000 平方メ ートル 未満 e 25 ,000 の平方 ,000 ののの 平方メ ートル 未満 e 25 ,000 の平方 の平方 ,000 ののの 平方メ ートル 大のと ののの ののの ののの ののの ののの ののの で方メ ートル 大のと ののの ののの ののの ののの ののの ののの ののの ののの ののの	0 0 平	00平	
満 d 10 215, 700円 0平方 メート ル以上 25, 000 平方メートル 未満 e 25 267, ,00 0平方 0平方 0 平方 0 平方 0 平方 0 平方 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	カメー カメー	カメー	
d 10     215,       ,00     700円       0平方     300円       以以上     25,       000     25,       000     平方メ       -トル未満     267,       e 25     267,       ,00     000円       0平方     000円	トル未	トル未	
,00     700円       0平方       メート       ル以上       25,       000       平方メ       ートル       未満       e 25       ,00       0平方       00円       0平方	満	満	
0 平方       メート       ル以上       25,       000       平方メートル       未満       e 25       ,00       0 平方         267,       e 25     267,       ,00     000円       0 平方	d 1 0 <u>2</u>	<u>15,</u> d 10	2 1 5,
メート       ル以上       25,       000       平方メートル       未満       e 25       , 00       0平方         267,       e 25       , 00       0平方         267,       000円       0平方	, 0 0	<u>) 0 円</u>	300円
ル以上 25, 000 平方メ ートル 未満 e 25 ,000円 0平方	0 平方	0 平方	
25,       25,         000       平方メ         平方メートル未満       -トル未満         e 25       267,         ,00       000円         0平方       000円	メート	メート	
0000       平方メートル表満       e 25       , 00       000       平方メートル表満       e 25       , 00       0平方         000円       000円       0平方	ル以上	ル以上	
0000       平方メートル表満       e 25       , 00       000       平方メートル表満       e 25       , 00       000円       0平方	2 5 ,	2 5 ,	
ートル 未満 e 25 , 00 0 平方			
ートル 未満 e 25 , 00 0 平方	平方メ	平方メ	
未満     267,       e 25     267,       , 00     500円       0平方     0平方			
e     25       , 00     500円       0平方     0平方         e     25       , 00     000円       0平方		未満	
, 00 0平方			2 6 7,
0 平方			
	メート	× - F	

ル以上		ル以上	
(1) その他	非住宅部	(1) その他	非住宅部
の用途	分の床面	の用途	分の床面
	積の合計		積の合計
	にっい		にっい
	て、次に		て、次に
	掲げる面		掲げる面
	積の区分		積の区分
	に応じ、		に応じ、
	それぞれ		それぞれ
	次に定め		次に定め
	る金額		る金額
a 3 0	1 7 6 ,	a 3 0	1 7 6 ,
0 平方	800円	0 平方	500円
メート		メート	
ル以上		ル以上	
2 , 0		2 , 0	
0 0 平		0 0 平	
方メー		カメー	
トル未		トル未	
満		満	
b 2,	2 8 6 ,	b 2,	2 8 5 ,
0 0 0	100円	0 0 0	600円
平方メ		平方メ	
ートル		ートル	
以上 5		以上 5	
, 0 0		, 0 0	
0 平方		0 平方	
メート		メート	
ル未満		ル未満	
с 5,	3 7 3 ,	c 5,	3 7 2 ,
0 0 0	500円	0 0 0	900円
平方メ		平方メ	
ートル		ートル	
以上1		以上 1	

1.1	1	
0,0		0,0
0 0 平		0 0 平
カメー		カメー
トル未		トル未
満		満
d 1 0	4 4 8 ,	d 1 0 4 4 8 ,
, 0 0	700円	, 00 0円
0平方		0 平方
× - F		
ル以上		ル以上
2 5 ,		
0 0 0		
平方メ		平方メ
ートル		ートル
未満	5 0 6	未満
e 2 5	5 2 6 ,	e 2 5 5 7 5 0 0 F
, 0 0	400円	, 00 500円
0 平方		0平方
メート		メート
ル以上		ル以上
(2) (略)		(2) (略)
	1 1 2 の(略)	1 1 4 建築物の1 件 1 1 3 の (略)
エネルギー消費につ	項種類欄	エネルギー消費に つ頃種 類 欄
性能の向上に関き	に掲げる	性能の向上に関きに掲げる
する法律第12	建築物の	する法律第12
条第2項及び第	区分に応	条第2項及び第 区分に応
13条第3項の	じ、それ	13条第3項の じ、それ
規定に基づく建	ぞれ当該	規定に基づく建でれ当該
築物エネルギー	手数料の	築物エネルギー 手数料の
消費性能確保計	金額の2	消費性能確保計 金額の2
画の変更に係る	分の1に	画の変更に係る 分の1に
建築物エネルギ	相当する	建築物エネルギ 相当する
一消費性能適合	金額	一消費性能適合 金額
性判定審査		性判定審査
114 建築物の1件	1 1 2 の(略)	115 建築物の1件113の(略)

エネルギー消費につ項種類欄	エネルギー消費につ項種類欄
性能の向上に関きに掲げる	性能の向上に関きに掲げる
する法律施行規建築物の	する法律施行規 建築物の
則(平成28年 区分に応	則(平成28年 区分に応
国土交通省令第 じ、それ	国土交通省令第 じ、それ
5号)第11条 ぞれ当該	5号)第11条 ぞれ当該
の規定に基づく 手数料の	の規定に基づく 手数料の
建築物エネルギ 金額の2	建築物エネルギ 金額の2
一消費性能確保 分の1に	一消費性能確保 分の1に
計画の軽微な変相当する	計画の軽微な変 相当する
更に関する証明金額	更に関する証明 金額
書の交付	書の交付
115 建築物の1件	1 1 6 建築物の1 件
エネルギー消費につ	エネルギー消費につ
性能の向上に関き	性能の向上に関き
する法律第29	する法律第29
条第1項の規定	条第1項の規定
に基づく建築物	に基づく建築物
エネルギー消費	エネルギー消費
性能向上計画の	性能向上計画の
認定の申請に対	認定の申請に対
する審査	する審査
(1) 建築物工ネ	(1) 建築物エネ
ルギー消費性	ルギー消費性
能向上計画が	能向上計画が
建築基準法第	建築基準法第
6条第1項に	6条第1項に
規定する建築	規定する建築
基準関係規定	基準関係規定
に適合するか	に適合するか
どうかの審査	どうかの審査
を申し出ない	を申し出ない
者	者
ア 建築物の	ア建築物の
エネルギー	エネルギー
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

消費性に関第3 0 条 規定 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
る 条 第 1 項 に 規定	消費性能の		消費性能の	
○条第1項 に規定する 基準の同し、 登録に機関 若し寒に性機は登録をである。 を使い、 を強い、 を強い、 を発生ののでは、 を認い、 を強い、 を強い、 を強い、 を強い、 を強い、 を強い、 を強い、 を強	向上に関す		向上に関す	
に規定の適し、登録では、 登録では、 登録では、 登録である 性に と を と を を と を を と を を と を を と を を と を を と を を と を と を と を と を と を と を と を と を と を と を と を と を と を と の の の の	る法律第3		る法律第3	
基準の適合 性に関し、 登録に関して性に	0条第1項		0条第1項	
性に関し、 登録住宅性能評して機関 若は寒が一消費機関者では、物の変し、という。)の円  (性に関して、 登録に他機関 若は寒が一消費機関者では、 を強いて、 を強いて、 を受けるの。 (す) 1 年宅 (人の居住のの居住のの用が、)の用のでで、 ののののののののののののののののでで、 ののでで、 のので、 ののでで、 のので、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 のので、 のいで、 のい	に規定する		に規定する	
登録住宅性能評価機関者し、後ろの円       登録住宅性能評価機関者し、後ろの円         前している場合       (7) 1 年達         でのの居住のの日はのの用は、の用は、のののののででは、おいり、ののでで、おいり、ののでで、おいり、ののでで、おいり、ののでで、おいり、ののでで、おいり、ののでで、おいり、ののでで、おいり、のいり、このいも       (7) 0 円         でのの日は、ののののでで、おいり、では、おいり、では、おいり、ののでで、おいり、ののでで、おいり、このいり、はいり、このいり、はいり、このいり、はいり、このいり、このいり、このいり、このいり、このいり、このいり、このいり、この	基準の適合		基準の適合	
能評価機関 若しくは登 録建築物工 ネルギー消費性能判定 機関の技術 的審査を受けている場合でいる場合でいる場合でいる場合でいる場合でいる場合でいる場合でいる場合で	性に関し、		性に関し、	
君しくは登録と乗物エネルルギー消費性能判定機関の査を受けている場合 (7) 1 戸建 (人の居住の用以外の用途に供の用途に供する部分(の用において、おいて、の項において、まれて、の項において、まれて、ののでは、おいて、ののでは、おいて、ののでは、おいて、ののでは、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて	登録住宅性		登録住宅性	
録建築物エネル性能判定 機関の技術 的審査を受けている設計 住宅性能評 価書のでいる場合 (7) 1 戸建 での居住のの居住の用以外の用金に供する部分の用途に供する部分(の項において「非住宅部分」と有しないも。	能評価機関		能評価機関	
ネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は設計住宅性能評価書のでけを受けている場合 (7) 1 戸建 での住宅 (人の居住の用以外の用途にの用以外の用途にの用以外の用途に供する部分(以下この項において「非住宅部分」とするいも       6,10       (7) 1 戸建 での円 の円 で記ができる場合 (7) 1 戸建 でのの居住の用以外の用途にはないでは、まままます。 (人の居住の用以外の用途にがある。) を有しないも	若しくは登		若しくは登	
費性能判定 機関の技術 的審査を受けている場合 合文は設計 住宅性能評価の要けている場合費性能判定 機関の技術 的審査を受けて以設計 を要けている場合費性能判定 機関のを受けている場合 (ア) 1戸建 (ア) 1戸建 (ア) 1戸建 (人の居住 の用以外のの用途に 供する部分(以下 こののておいて 非住宅部分」という。)を有しないも5,50 0円	録建築物工		録建築物工	
機関の技術 的審査を受けている場合又は設計 住宅性能評 価書の交付 を受けている場合 (7) 1 戸建	ネルギー消		ネルギー消	
的審査を受けている場合       (ア) 1 戸建       5,50         (ア) 1 戸建       (ア) 1 戸建       5,50         (ア) 1 戸建       (ア) 1 戸建       0円         (大の居住の用以外の用途に供する部分(以下このではおいて「非住宅部分」とを有しないも       (ア) 1 戸建       0円	費性能判定		費性能判定	
けている場合 会又は設計 住宅性能評価書の交付を受けている場合 (7) 1 戸建	機関の技術		機関の技術	
合又は設計 住宅性能評 価書の交付 を受けている場合         6,10 0円       5,50 0円         での住宅 (人の居住 の用以外 の用途に 供する部 分(以下 この項に おいて「 非住宅部 分」という。)を有しないも       0円	的審査を受		的審査を受	
住宅性能評価書の交付を受けている場合       6,10       5,50         での住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分(以下この項において「非住宅部分」という。)を有しないも       (人の項においも)       (人の項においも)	けている場		けている場	
価書の交付を受けている場合 (7) 1 戸建 ての住宅 (人の居住 の用以外 の用途に 供する部 分(以下 この項に おいて「 非住宅部 分」とい う。)を有しないも	合又は設計		合又は設計	
を受けている場合     6,10       (ア) 1戸建     6,10       ての住宅     (人の居住の用以外の用途に供する部分(以下この項において「非住宅部分」という。)を有しないも	住宅性能評		住宅性能評	
る場合       (ア) 1戸建     6,10       ての住宅     (人の居住の用以外の用途に供する部分(以下この項において「非住宅部分」という。)を有しないも   (大の居住の用以外の用途に供する部分は下この項において「非住宅部分」という。)を有しないも	価書の交付		価書の交付	
(7) 1戸建 ての住宅 (人の居住 の用以外 の用途に 供する部 分(以下 この項に おいて「 非住宅部 分」とい う。)を有 しないも     (7) 1戸建 ての住宅 (人の居住 の用以外 の用途に 供する部 分(以下 この項に おいて「 非住宅部 分」とい う。)を有 しないも     5,50 〇円	を受けてい		を受けてい	
ての住宅 (人の居住 の用以外 の用途に 供する部 分(以下 この項に おいて「 非住宅部 分」とい う。)を有 しないも     ての住宅 (人の居住 の用以外 の用途に 供する部 分(以下 この項に おいて「 非住宅部 分」とい う。)を有 しないも     での円 に おいて り。)を有 しないも	る場合		る場合	
(人の居住 の用以外 の用以外 の用途に 供する部 分(以下 この項に おいて「 非住宅部 分」とい う。)を有 しないも(人の居住 の用以外 の用途に 供する部 分(以下 この項に おいて「 非住宅部 分」とい う。)を有 しないも	(ア) 1戸建	6 , 1 0	(7) 1戸建	5, 50
の用以外の用途に供する部分(以下この項において「非住宅部分」という。)を有しないも     の用以外の用途に供する部分」という。)を有しないも	ての住宅	0 円	ての住宅	0円
の用途に 供する部 分(以下 この項に おいて「 非住宅部 分」とい う。)を有 しないも       の用途に 供する部 分の項に おいて「 非住宅部 分」とい う。)を有 しないも	(人の居住		(人の居住	
供する部分(以下 この項に おいて「 非住宅部分」という。)を有しないも供する部分」に おいて「 非住宅部分」という。)を有しないも	の用以外		の用以外	
分(以下         この項に         おいて「         非住宅部         分」とい         う。)を有しないも	の用途に		の用途に	
この項に       おいて「         おいて「       おいて「         非住宅部       分」とい         う。)を有しないも       しないも	供する部		供する部	
おいて「 非住宅部 分」とい う。)を有 しないも	分(以下		分(以下	
非住宅部 分」とい う。)を有 しないも	この項に		この項に	
分」とい う。)を有 しないも しないも	おいて「		おいて「	
う。)を有 しないも しないも	非住宅部		非住宅部	
しないも	分」とい		分」とい	
	う。)を有		う。)を有	
の に 限     の に 限	しないも		しないも	
	のに限		のに限	

る。以下		る。以下	
この項に		この項に	
おいて同		おいて同	
じ。)		じ。)	
(イ) 共同住		(イ) 共同住	
宅等 (共		宅 等 ( 共	
同住宅、		同住宅、	
長屋その		長屋その	
他 1 戸建		他1戸建	
ての住宅		ての住宅	
以外の住		以外の住	
宅をい		宅をい	
う。以下		う。以下	
この項に		この項に	
おいて同		おいて同	
じ。)		じ。)	
   a 住戸	申請に係	a 住戸	申請に係
	る住戸の		る住戸の
	数につい		数につい
	て、種類		て、種類
	欄 に 掲 げ		欄に掲げ
	る戸数の		る戸数の
	区分に応		区分に応
	じ、それ		じ、それ
	ぞれ次に		ぞれ次に
	定める金		定める金
	額		額
(a) 1	6 , 1 0	(a) 1	5, 50
戸	0円	戸	0円
(b) 2	1 1 , 9	(b) 2	1 0 , 7
戸以	00円	戸以	00円
上 4		上 4	
戸以		戸以	
下		下	
(c) 5	2 4 , 9	(c) 5	2 2 , 3

戸以	0 0 円	戸以	00円
上 1	3 1 4	上 1	<u> </u>
5 戸		5 戸	
以下		以下	
(d) 1	5 5 , 3	(d) 1	4 9 , 5
6 戸	0 0 円	6 戸	0 0 円
以上		以上	
4 5		4 5	
戸以		戸以	
下		下	
(e) 4	9 9 , 0	(e) 4	88,6
6 戸	00円	6 戸	0 0 円
以上		以上	
b (略)		b (略)	
(ウ) 非住宅	床面積の	(ウ) 非住宅	床面積の
建築物(	合計につ	建築物(	合計につ
人の居住	いて、種	人の居住	いて、種
の用に供	類欄に掲	の用に供	類欄に掲
する部分	げる面積	する部分	げる面積
を有しな	の区分に	を有しな	の区分に
い建築物	応じ、そ	い建築物	応じ、そ
をいう。	れぞれ次	をいう。	れぞれ次
以下この	に定める	以下この	に定める
項におい	金額	項におい	金額
て同じ。)		て同じ。)	
a 3 0	1 1 , 8	a 3 0	1 0 , 6
0 平方	00円	0 平方	00円
メート		メート	
ル未満		ル未満	
のもの		のもの	
b 3 0	3 2 , 8	b 3 0	2 9 , 3
0 平方	00円	0 平方	00円
メート		メート	
ル以上		ル以上	
2 , 0		2 , 0	

0 0 平		00平	
方メー		カメー	
トル未		トル未	
満のも		満のも	
0		(I)	
c 2,	9 7 , 5	c 2,	8 7 , 1
0 0 0	00円	0 0 0	0 0 円
平方メ		平方メ	
ートル		- F 12	
以上 5		以上5	
, 0 0		, 0 0	
0 平方		0 平方	
メート		メート	
ル未満		ル未満	
のもの		のもの	
d 5,	1 5 4 ,	d 5,	1 3 7 ,
0 0 0	200円	0 0 0	700円
平方メ		平方メ	
ートル		ートル	
以上 1		以上1	
0 , 0		0 , 0	
0 0 平		0 0 平	
方メー		カメー	
トル未		トル未	
満のも		満のも	
0		Ø	
e 1 0	1 9 4 ,	e 10	1 7 3,
, 0 0	600円	, 0 0	800円
0 平方		0 平方	
メート		メート	
ル以上		ル以上	
2 5 ,		2 5 ,	
0 0 0		0 0 0	
平方メ		平方メ	
ートル		ートル	

1	i i	111	1 1 1
未満の		未満の	
もの		₹ <i>0</i>	
f 2 5	2 4 3 ,	f 2 5	2 1 7 ,
, 0 0	200円	, 0 0	100円
0 平方		0 平方	
メート		メート	
ル以上		ル以上	
のもの		のもの	
(エ) (略)		(エ) (略)	
イ その他の		イ その他の	
場合		場合	
(7) 1戸建	床面積の	(7) 1戸建	床面積の
ての住宅	合計につ	ての住宅	合計につ
	いて、種		いて、種
	類欄に掲		類欄に掲
	げる面積		げる面積
	の区分に		の区分に
	応じ、そ		応じ、そ
	れぞれ次		れぞれ次
	に定める		に定める
	金額		金額
a 2 0	4 1 , 7	a 2 0	3 7 , 3
0 平方	0 0 円	0 平方	0 0 円
メート		メート	
ル未満		ル未満	
b 2 0	4 6 , 6	b 20	4 1 , 6
0平方	00円	0 平方	0 0 円
メート		メート	
ル以上		ル以上	
(1) 共同住		(イ) 共同住	
宅等		宅等	
a 住戸	申請に係	a 住戸	申請に係
	る住戸の		る住戸の
	数につい		数につい
	て、種類		て、種類
l I	1	111	

	欄に掲げ		欄に掲げ
	る戸数の		る戸数の
	区分に応		区分に応
	じ、それ		じ、それ
	ぞれ次に		ぞれ次に
	定める金		定める金
	額		額
(a) 1	4 1 , 7	(a) 1	3 7 , 3
		戸 (	
	00円		00円
床面		床面	
積の		積の	
合 計		合 計	
が 2		が 2	
0 0		0 0	
平方		平方	
* -		メ ー	
トル		トル	
未満		未満	
の住		の住	
戸に		戸に	
限る。		限る。	
		)	
(b) 1	4 6 , 6	(b) 1	4 1 , 6
戸(	00円	戸 (	0 0 円
床 面		床面	
積の		積の	
合 計		合 計	
ガ 2		が 2	
0 0		0 0	
平方		平方	
× –			
トル		トル	
以上		以上	
の住			
戸に		戸に	

限る。		限る。	
)			
(c) 2	8 3 , 9	(c) 2	7 5 , 0
戸以	0 0 円	戸以	0 0 円
上 4		上 4	
戸以		戸以	
下		下	
(d) 5	1 3 9 ,	(d) 5	1 2 4 ,
戸以	800円	戸 以	900円
上 1		上 1	
5 戸		5 戸	
以下		以下	
(e) 1	2 3 8 ,	(e) 1	2 1 2 ,
6 戸	200円	6 戸	700円
以上		以上	
4 5		4 5	
戸以		戸 以	
下		下	
(f) 4	3 4 1 ,	(f) 4	3 0 5 ,
6 戸	700円	6 戸	300円
以上		以上	
b (略)		b (略)	
(ウ) 非住宅		(ウ) 非住宅	
建築物		建築物	
a 建築	床面積の	a 建築	床面積の
物工ネ	合計につ	物工ネ	合計につ
ルギー	いて、種	ルギー	いて、種
消費性	類欄に掲	消費性	類欄に掲
能基準	げる面積	能基準	げる面積
等を定	の区分に	等を定	の区分に
める省	応じ、そ	める省	応じ、そ
令 第 1	れぞれ次	令 第 1	れぞれ次
0 条 第	に定める	0 条 第	に定める
1 号イ(	金額	1 号イ(	金額
1)及び		1)及び	

ロ(1)に		ロ(1)に	
掲げる		掲げる	
基準に		基準に	
よる審		よる審	
查		查	
(a) 3	2 7 5 ,	(a) 3	2 4 6 ,
0 0	600円	0 0	000円
平方		平方	
メー		* -	
トル		トル	
未満		未満	
(b) 3	4 4 5 ,	(b) 3	3 9 7 ,
0 0	500円	0 0	700円
平方		平方	
× –		× -	
トル		トル	
以上		以上	
2 ,		2 ,	
0 0		0 0	
0 平		0 平	
方メ		カメ	
<b>-</b> ▶		- F	
ル未		ル未	
満		満	
(c) 2	6 3 5 ,	(c) 2	5 6 7 ,
, 0	600円	, 0	500円
0 0		0 0	
平方		平方	
* -		* -	
トル		トル	
以上		以上	
5 ,		5 ,	
0 0		0 0	
0 平		0 平	
方 メ		カメ	
ı	ı	ı ı ı	1 1

1	1 1	lı ı	1 1
— F		— F	
ル 未		ル未	
満		満	
(d) 5	7 8 2 ,	(d) 5	6 9 8 ,
, 0	900円	, 0	900円
0 0		0 0	
平方		平方	
* -		メ ー	
トル		トル	
以上		以上	
1 0		1 0	
, 0		, 0	
0 0		0 0	
平方		平方	
* -		メ ー	
トル		トル	
未満		未満	
(e) 1	9 2 5 ,	(e) 1	8 2 6 ,
0 ,	300円	0 ,	100円
0 0		0 0	
0 平		0 平	
方 メ		カメ	
— F		— F	
ル以		ル以	
上 2		上 2	
5 ,		5 ,	
0 0		0 0	
0 平		0 平	
方 メ		カメ	
- F		— F	
ル未		ル 未	
満		満	
(f) 2	1, 05	(f) 2	9 4 2 ,
5 ,	5, 60	5 ,	4 0 0 円
0 0	0 円	0 0	
1	1 1	I i	1 1

	1	1111	
0 平		0 平	
方 メ		方 メ	
— F		— F	
ル以		ル 以	
上		上	
b 同号	床面積の	b 同号	床面積の
イ(2)及	合計につ	イ(2)及	合計につ
びロ(2)	いて、種	びロ(2)	いて、種
に掲げ	類欄に掲	に 掲 げ	類欄に掲
る基準	げる面積	る基準	げる面積
による	の区分に	による	の区分に
審査	応じ、そ	審査	応じ、そ
	れぞれ次		れぞれ次
	に定める		に定める
	金額		金額
(a) 3	1 0 5,	(a) 3	9 4 , 3
0 0	600円	0 0	00円
平方		平方	
トル		トル	
未満		未満	
(b) 3	1 7 6 ,	(b) 3	1 5 7 ,
0 0	800円	0 0	900円
平方		平方	
× -			
トル		トル	
以上		以上	
2 ,		2 ,	
0 0		0 0	
0 平		0 平	
方メ		方メ	
ル 未			
満		満	
(c) 2	2 8 6	(c) 2	2 5 5
[[ (c) 2]	2 8 6 ,	[[]	2 5 5 ,

1	1 1 1	11	1 1 1
, 0	100円	, 0	400円
0 0		0 0	
平方		平方	
メ ー			
トル		トル	
以上		以上	
5 ,		5 ,	
0 0		0 0	
0 平		0 平	
方 メ		方 メ	
— F		— F	
ル未		ル 未	
満		満	
(d) 5	3 7 3 ,	(d) 5	3 3 3 ,
, 0	500円	, 0	400円
0 0		0 0	
平方		平方	
× -		× -	
トル		トル	
以上		以上	
1 0		1 0	
, 0		, 0	
0 0		0 0	
平方		平方	
* -		× –	
トル		トル	
未満		未満	
(e) 1	4 4 8 ,	(e) 1	4 0 0 ,
0 ,	700円	0 ,	600円
0 0		0 0	3 3 1 1
0 平		0 平	
方メ		カメ	
— h			
ル以		ル以	
上 2		上 2	

1.1		
5 ,		5 ,
0 0		0 0
0 平		0 平
方メ		
- F		-
ル未		
満		満
(f) 2	5 2 6 ,	(f) 2 4 7 0,
5 ,	400円	5 , 000円
0 0		0 0
0 平		0 平
方 メ		カメ
— F		- F
ル以		ル 以
上		<u> </u>
(エ) (略)		(エ) (略)
(2) 建築物エネ	次に掲げ	(2) 建築物エネ 次に掲げ
ルギー消費性	る額(ウ	ルギー消費性 る額(ウ
能向上計画が	に掲げる	能向上計画が に掲げる
建築基準法第	額にあっ	建築基準法第 額にあっ
6条第1項に	ては、当	6条第1項に ては、当
規定する建築	該審査に	規定する建築 該審査に
基準関係規定	建築基準	基準関係規定 建築基準
に適合するか	法 第 8 7	に適合するか 法第87
どうかの審査	条の4の	どうかの審査 条の4の
を申し出る者	昇降機に	を申し出る者 昇降機に
	係る部分	係る部分
	が含まれ	が 含 ま れ
	る場合に	る場合に
	限る。)を	限る。)を
	合算した	
	金額	金額
	ア (略)	ア (略)
	1 48	1 <u>4 9</u>
	の 項 種	<u>の項</u> 種

類欄に 掲げる 区でしたですれ 同要規定として、それ 簡要規定として、それ 簡要規定として、 それ 簡要規定として、 それ 間要規定として、 ま定当数 料額 に すころりし 該 料額 一の額 類 5 0 種類(1) から(4) ままでる 場 と 同の で で で れ 当数 金 同 の に で で で れ 当数 名 同 で で で れ 当数 名 同 で で で れ 当数 名 の に で で れ 当数 名 同 の に で で れ 当数 名 同 の に で で れ 当数 名 同 の に で で れ 当数 名 の に で で れ 当数 名 同 の に で で れ 当数 名 同 の に で で れ 当数 名 同 の に で で れ 当 数 名 同 の に で で れ 当数 名 同 の に で で れ 当 数 名 同 の に で で れ 当 数 名 同 の に で で れ 当 数 名 同 の に で で れ 当 数 名 同 の に で で れ 当 数 名 同 の に で で れ 当 な か に で が き に 即 か に か は い の に し に 即 か に か に か に か に か に か に か に か に か に	1.1	1		
区のでは、できまりにできます。   区のでは、できまりにできます。   区のできます。   区のできます。   区のできます。   区のできます。   日本のでは、できまり、   日本のでは、   日本ので		類欄に	類欄に	
応じ、 でれ同項		掲げる	掲げる	
それ同 関欄 に する ろり し 該 料 額 に する の に に 表 は 当 数 額 一 の が で れ 当 数 額 で と に より し 該 料 額 の と 同 の に で で る の に で で れ 当 数 額 の と で れ 当 数 額 の と で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 の と 同 額 と の は で で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 の と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と 可 の 額 と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 し と の は で で れ 当 数 額 と 同 が は す で で れ 当 数 額 と 同 が は す で で れ 当 数 額 と 同 が は す で で れ 当 数 す の は で で れ 当 数 れ す で で れ 当 数 額 と 同 が は す で で れ 当 数 額 と 同 が は す で で れ 当 数 れ す で で れ 当 数 額 と 同 が は す で で れ 当 数 れ す で で れ 当 数 れ す で で れ 当 数 れ す で で れ 当 数 れ す で で れ 当 数 れ す で で で れ 当 数 れ す で で で れ 当 数 れ す で で で れ 当 数 れ す で で で れ 当 数 れ す で で で れ 当 数 れ す で で で れ 当 数 れ す で で で れ 当 数 れ す で で で で れ 当 数 れ す で で で で で が は す で で で で が か す で で で で で で で で で で で で で で で で で で		区分に	区分に	
れ同項 欄に するとに よりに するとに まと		応じ、		
横に は を と こ に は な と こ に は な と こ に な と こ に な と こ に な か し に な な 数 和 額 し の 面 額 の 金 回 初 の 全 回 初 の 全 回 初 の の 区 が に る は 場 の の 区 が に で る の に で で れ 当 数 和 の と 同 の の 区 が に で れ 当 数 和 の と 同 の の 区 が に で れ 当 数 和 の と 回 の の 区 が に で れ 当 数 和 の と 回 の の 区 が に で れ 当 数 和 の と 回 の の 区 が に で れ 当 数 和 の と 回 の の の 区 が に で れ 当 数 和 の と 回 の の の 区 が に で れ 当 数 和 の と 回 の の の 区 が に で れ 当 数 和 の と 回 の の の の の 区 が に で れ 当 数 和 の と 回 の の の の の の の の の の の の の の の の の		それぞ		
に 規 を と こ と と こ と に 規 を と こ ら り に 力 る ら 算 定 と さ ま り し た 当 数 料 額 と 同 額		れ同項	れ同項	
すると こより 算 定は 数 料 初 と 同類 (1) から(4) まで げる 場合分に に 掲場合のに で げる 場合 分に で げる 場 の 区 で れ 当 数 料 の 金 同 の 区 で れ 当 数 料 の 金 同 の 区 で れ 当 数 料 の 金 同 の 区 で れ 当 数 料 の 金 同 の 個 と 同 の 額 「 1 1 7 建築物の 1 件 エネルギー消費に つ 「 1 1 7 建築物の 1 件 エネルギー消費に つ 「 1 1 7 建築物の 1 件 工ネルギー消費に つ 「 1 1 7 は 1 1 1 7 は 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		摘 要 欄	摘要欄	
ころに より 第 定 は 数 料 額 と 同 の 金 額 と 同 の 額 か 4 9 の 項 種 類欄 (1) から (4) ま げ る 場 合 分 に に 掲 合 分 に 応 そ れ 当 数 料 の 金 同 の 区 び で れ 当 数 料 の 金 同 の 区 で れ 当 数 料 の 金 同 の 区 で れ 当 数 料 の 金 同 の 区 の 区 で れ 当 数 料 の 金 同 の 額 と 同 の 額 し の 額 し の 額 し の 額 し の 額 し の 額 し の 額 し で ボ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		に規定	に規定	
より算 定した 当数料の 金額と 同一の 額 ウ 4 9 の項種 類欄(1) から(4) までに 掲げるの 区分に 応でれま該 手数料 のと句に でれま該 手数料 のと句に でれま該 手数料 のとの との にでる れ当該 手数料 のとの との にでる れ当該 手数料 のとの との にでる れ当該 手数類 のとの にでる れ当該 手数類 のとの との にでる れ当該 手数類 のとの との にでれま れ当 かとを れる との との に れる れる との に れる れる との に れる れる との に れる れる との に れる れる との に れる れる と れる と れる と れる と れる と れる と れる と		すると	すると	
定した 当数料の 金額と 同一の額 力 4.9 の項種 類欄(1) から(4) まででる 場合の 区分に 応じ、 それ当該 手数料 のと同一 の額 と同一の額 と同一の額 と「記した 当場(1) から(4) まででる 場合のに 応じれぞれ当該 手数料 のと回向 との との との に、 それ当該 手数料 のと回向 のとの との との に、 それ当該 手数料 のと回向 のとの との との に、 それ当該 手数数 のとの との との との との との との との との との との との との		ころに		
当該手数物の金額と同の額 ウ 49		より算	より算	
数料の金額と同一の額 ウ 4 9 の項種 類欄(1) から(4) までに掲げる場合の区分に応されぎまりののでは、それ当該手数料の金額と同一の額 と同一の額 と同一の額 しと同一の額 しと同一の額 しまれず一消費につ (略) エネルギー消費につ (略)		定した	定した	
金額と同の額       金額と同の額         ウ 49 の項種類欄(1) から(4) までに掲げる場合の区分に応じ、それぎあらいに応じ、それぎれま該手数料の金額と同っの額       場合の区分に応じ、それぞれま該手数料の金額と同っの額         116 建築物の1件 エネルギー消費につ       (略) エネルギー消費につ		当該手	当該手	
同一の額 ウ 49 の項種 類欄(1) から(4) までに 掲げる 場合の 区分に 応じ、 それ ぎ れ 当該 手 数 料 の金額 と同一の額 と同一の額 して の額 「116」建築物の1件 エネルギー消費につ 「略) エネルギー消費につ		数料の	数料の	
額 ウ 49 の項種類欄(1) から(4) までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額		金額と	金額と	
ウ 49       の項種類欄(1)       類欄(1)       から(4)       までに 掲げる 場合の 区分に 応じ、 それぞ れ当該 手数料 の金額 と同一 の額       上同一の額       116 建築物の1件 エネルギー消費につ       (略)       117 建築物の1件 エネルギー消費につ       (略)       117 建築物の1件 エネルギー消費につ       (略)       117 建築物の1件 エネルギー消費につ		同一の	同一の	
の項種類欄(1)       の項種類欄(1)         類欄(1)       から(4)         までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額と同一の額       と同一の額         116 建築物の1件エネルギー消費につ       (略)エネルギー消費につ		額	額	
類欄(1) から(4) までに 掲げる 場合の 区分に 応じ、 それぞ れ当該 手数料 の金額 と同一 の額  1 1 6 建築物の1件 エネルギー消費につ (略) エネルギー消費につ (略) エネルギー消費につ		ウ <u>4 9</u>	ウ <u>5 0</u>	
から(4)       までに         掲げる       場合の         区分に       応じ、         それぞれお該       手数料の金額と同一の額         と同一の額       と同一の額         116       建築物の1件         エネルギー消費につ       117       建築物の1件         エネルギー消費につ       (略)		の項種	<u>の項</u> 種	
までに 掲げる 場合の 区分に 応じ、 それぞ れ当該 手数料 の金額 と同一 の額 116 建築物の1件 エネルギー消費につ (略) エネルギー消費につ (略)		類欄(1)	類欄(1)	
掲げる 場合の 区分に 応じ、 それぞ れ当該 手数料 の金額 と同一 の額 116 建築物の1件 エネルギー消費につ (略) エネルギー消費につ (略)		から(4)	から(4)	
場合の 区分に 応じ、 それぞ れ当該 手数料 の金額 と同一 の額 116 建築物の1件 エネルギー消費につ (略) エネルギー消費につ (略)		までに	までに	
区分に応じ、元じ、元じ、元が、元が、元が、元が、元が、元が、元が、元が、元が、元が、元が、元が、元が、		掲げる	掲げる	
応じ、       それぞれ当該         千数料の金額と同一の額       と同一の額         116 建築物の1件エネルギー消費につ       (略)エネルギー消費につ             117 建築物の1件エネルギー消費につ       (略)		場合の		
それぞれ当該 手数料 の金額 と同一 の額       一次額       それぞれ当該 手数料 の金額 と同一 の額         116       建築物の1件 エネルギー消費につ       (略)       117       建築物の1件 エネルギー消費につ       (略)		区分に	区分に	
れ当該 手数料 の金額 と同一 の額     116     建築物の1件 エネルギー消費につ     (略)     117     建築物の1件 エネルギー消費につ     (略)     (略)     エネルギー消費につ     (略)		応じ、		
手数料の金額と同一の額     と同一の額       116 建築物の1件エネルギー消費につ     (略)エネルギー消費につ   (略) エネルギー消費につ (略) エネルギー消費につ		それぞ		
の金額       と同一の額       116     建築物の1件       エネルギー消費につ       (略)       エネルギー消費につ   (略) (略) (略) (本アルギー消費につ) (略)		れ当該	れ当該	
と同一の額     と同一の額       116     建築物の1件       エネルギー消費につ     (略)       エネルギー消費につ     エネルギー消費につ		手 数 料	手数料	
の額     の額       1 1 6     建築物の1 件     (略)       エネルギー消費につ     エネルギー消費につ   (略) エネルギー消費につ		の金額	の金額	
116     建築物の1件     (略)     117     建築物の1件     (略)       エネルギー消費につ     エネルギー消費につ		と同一	と同一	
エネルギー消費につ		の額	の額	
	116 建築物の1件	(略)	117 建築物の1件 (四	咯)
歴史の向上に関す	エネルギー消費につ		エネルギー消費につ	
	性能の向上に関き		性能の向上に関き	

する法律第31		する法律第31	
条第1項の規定		条第1項の規定	
に基づく建築物		に基づく建築物	
エネルギー消費		エネルギー消費	
性能向上計画の		性能向上計画の	
変更の認定の申		変更の認定の申	
請に対する審査		請に対する審査	
(1) 変更に係る	1 1 5 D	(1) 変更に係る	1 1 6 D
建築物エネル	項種類欄(	建築物エネル	項種類欄(
ギー消費性能	1)ア又は	ギー消費性能	1)ア又は
向上計画が建	イに掲げ	向上計画が建	イに掲げ
築基準法第6	る場合の	築基準法第6	る場合の
条第1項に規	区分に応	条第1項に規	区分に応
定する建築基	じ、それ	定する建築基	じ、それ
準関係規定に	ぞれ当該	準関係規定に	ぞれ当該
適合するかど	手数料の	適合するかど	手数料の
うかの審査を	金額の2	うかの審査を	金額の2
申し出ない者	分の1に	申し出ない者	分の1に
	相当する		相当する
	金額		金額
(2) 変更に係る	次に掲げ	(2) 変更に係る	次に掲げ
建築物エネル	る額(ウ	建築物エネル	る額(ウ
ギー消費性能	に掲げる	ギー消費性能	に掲げる
向上計画が建	額にあっ	向上計画が建	額にあっ
築基準法第6	ては、当	築基準法第6	ては、当
条第1項に規	該審査に	条第1項に規	該審査に
定する建築基	建築基準	定する建築基	建築基準
準関係規定に	法第87	準関係規定に	法 第 8 7
適合するかど	条の4の	適合するかど	条の4の
うかの審査を	昇降機に	うかの審査を	昇降機に
申し出る者	係る部分	申し出る者	係る部分
	が含まれ		が含まれ
	る場合に		る場合に
	限る。)を		限る。)を
	合算した		合算した

Ì			
金	額		
ア		1	1
	5	$\mathcal{O}$	項
	種	類札	闌(
	1)	ア	又
	は	1	に
	掲	げ	る
	場	合	0)
	区	分	に
	応	じ	`
	そ	れ	ぞ
	れ	当	該
	手	数	料
	0)	金	額
	0)	2	分
	の	1	に
	相	当	す
	る名	額	
1			
		4	8
	の	<u>4</u> 項	
		項欄	種
	類	項欄	種にる
	類掲	項欄げ	種にる
	類 掲 区 応	項欄げ分	種にるに、
	類 掲 区 応 そ	項欄げ分じ	種にるに、
	類掲区応それ	項欄げ分じれ	種にるに、ぞ項
	類掲区応それ摘	一項欄げ分じれ同	種にるに、ぞ項欄
	類掲区応それ摘	一項欄げ分じれ同要	種にるに、ぞ項欄定
	一類掲区応それ摘に	一項欄げ分じれ同要規	種にるに、ぞ項欄定と
	類掲区応それ摘にすこ	一項欄げ分じれ同要規る	種にるに、ぞ項欄定と
	類掲区応それ摘にすこよ	項欄げ分じれ同要規るろ	種にるに、ぞ項欄定とに算
	類掲区応それ摘にすこよ定	項欄げ分じれ同要規るろり	種にるに、ぞ項欄定とに算た
	一類掲区応それ摘にすこよ定当	項欄げ分じれ同要規るろりし該	種にるに、ぞ項欄定とに算た手
	類掲区応それ摘にすこよ定当数	項欄げ分じれ同要規るろりし	種にるに、ぞ項欄定とに算た手の

			ı
全	額		
r		1	1
	6	0)	項
	種	類材	闌(
	1)	ア	又
	は	1	に
	掲	げ	る
	場	合	0)
	区	分	に
	応	じ	`
	そ	れ	ぞ
	れ	当	該
	手	数	料
	$\mathcal{O}$	金	額
	0)	2	分
	$\mathcal{O}$	1	に
	相	当	す
	る名	額	
1		4	9
	$\bigcirc$	項	種
	類	欄	に
	掲	げ	る
	区	分	に
	応	じ	`
	そ	れ	ぞ
	れ	同	
	摘	要	欄
		規	定
	す	る	と
		ろ	に
	ょ		算
	定	L	た
	当	該	手
	数	料	
	金	額	と

同一の 額		
ウ 4 9   の 項 種 類欄 (1) から (4) までに 掲 合の 区分に 応じた 掲 合の 区分に 応じれ 当 数 料 の金 同一 の額   1 1 7   建築物の 1 件 エネル 前 費 性能の 加 2 と	同一の	同一の
□ 項種 類欄(1) から(4) までに 掲げる 場合の 区分に 応じ、 それ当該 手数和 の金面 と同一 の額  1 1 7 建築物の 1 件 エネルギー消費 性能の向上に関する法律の 3 房 に基づく建築物のエネルギー 間ずる法律第 2条第 3 号に 規定する建築物エネルギー	額	額
類欄(1) から(4) までに 掲合の 区分に 応じ、 それ当該 手数報 の金同一 の額  1 7 建築物の1 件 エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (1) 建築物のエネルギー高法律第 2条第3号に規定する建築物のエネルギー 関する建築物のエネルギー 関する建築物をエネルギー	ウ <u>4 9</u>	ウ <u>5 0</u>
から(4) までに 掲合の 区分に 応じ、 それ当該 手数報 の金同一の額 1 1 7 建築物の1 件 エネルギー消費と する法律第36 条第1項の規定 に基づく建築物 のエネルギー調費性能の出 ではの由まに係る認定の申請に対する審査 (1) 建築物のエネルギーと関する法律第2条第3号に 規定する建築物のエネルギー	の項種	<u>の項</u> 種
までに 掲合の 区分に 応じれぞれ当該 手数料 のと同で とれ当該 手数を額と同の との額 1 1 7 建築物の1 件 エネルギー消費に関きする活動に対する審査 (1) 建築物のエネルギー 性能の法律第2条第3号に 規定する建築物のエネルギー	類 欄 (1)	類欄(1)
掲げる 場合の 区がに で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	から(4)	から(4)
場合の 区分に 応じ、 それぞ れ 当該 手 数 科 の 金 額 と 同一 の額	までに	までに
区分に       応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額         117 建築物の1件       1件         エネルギー消費に関きする法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー       118 建築物の1件         118 建築物の1件       1件         エネルギー消費性能の方法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー       2条第3号に規定する建築物エネルギー	掲げる	掲げる
応じ、 それぎ れ当該 手数料 の金額 と同一 の額  117 建築物の1件 エネルギー消費につ 性能の向上に関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギー 関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギー	場合の	場合の
それで	区分に	区分に
<ul> <li>れ当該 手数料 の金額 と同一 の額</li> <li>117 建築物の1件 エネルギー消費性につ性能の向上に関きする法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー</li> <li>118 建築物の1件 エネルギー治費きする法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー</li> </ul>		
<ul> <li>れ当該 手数料 の金額 と同一 の額</li> <li>117 建築物の1件 エネルギー消費性につ性能の向上に関きする法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー</li> <li>118 建築物の1件 エネルギー治費きする法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー</li> </ul>	それぞ	それぞ
の金額 と同一の額    117 建築物の 1 件	1	
と同一の額     と同一の額       117 建築物の1件     118 建築物の1件       エネルギー消費につ性能の向上に関きする法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー     (1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー	手数料	
の額     117     建築物の1件       エネルギー消費につけいの向上に関きする法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー     (1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物のエネルギー	の金額	の金額
117     建築物の1件       エネルギー消費につ性能の向上に関きする法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー     (1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー	と同一	と同一
エネルギー消費につ性能の向上に関きする法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物のエネルギー       (1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物のエスルギー	の額	の額
性能の向上に関き する法律第36 条第1項の規定 に基づく建築物 のエネルギー消 費性能に係る認 定の申請に対す る審査 (1) 建築物のエネルギー消費 性能の向上に 関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギー	117 建築物の1 件	118 建築物の1件
する法律第36 条第1項の規定 に基づく建築物 のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に 規定する建築物のエネルギー	エネルギー消費につ	エネルギー消費につ
条第1項の規定 に基づく建築物 のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (1)建築物のエネルギー消費 性能の向上に 関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギー(1)建築物のエネルギー ネルギー消費 性能の向上に 関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギー	性能の向上に関き	性能の向上に関き
に基づく建築物 のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー	する法律第36	する法律第36
のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー	条第1項の規定	条第1項の規定
費性能に係る認定の申請に対する審査費性能に係る認定の申請に対する審査(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー(1) 建築物のエネルギー関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー	に基づく建築物	に基づく建築物
定の申請に対する審査定の申請に対する審査(1) 建築物のエネルギー消費 性能の向上に 関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギー(1) 建築物のエネルギー対力 地能の向上に 関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギー(1) 建築物のエネルギー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	のエネルギー消	のエネルギー消
る審査(1) 建築物のエネルギー消費 ・ 大ルギー消費 性能の向上に 関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギー(1) 建築物のエネルギー ・ 大ルギー消費 性能の向上に 関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギー	費性能に係る認	費性能に係る認
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー(1) 建築物のエネルギー(1) 建築物のエネルギー(1) 建築物のエネルギー(1) 建築物のエネルギー(1) 建築物のエネルギー	定の申請に対す	定の申請に対す
ネルギー消費 性能の向上に 関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギーネルギー消費 性能の向上に 関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギー	る審査	る審査
性能の向上に 関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギー性能の向上に 関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギー	(1)建築物のエ	(1) 建築物のエ
関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギー関する法律第 2条第3号に 規定する建築 物エネルギー	ネルギー消費	ネルギー消費
2条第3号に 規定する建築 物エネルギー2条第3号に 規定する建築 物エネルギー	性能の向上に	性能の向上に
規定する建築     規定する建築       物エネルギー     物エネルギー	関する法律第	関する法律第
物エネルギー 物エネルギー	2条第3号に	2条第3号に
	規定する建築	規定する建築
消費性能基準 消費性能基準	物エネルギー	物エネルギー
	消費性能基準	消費性能基準

の適合性に関 し、登録住宅 性能評価機関 若しくは登録 建築物エネル ギー消費性能 判定機関の技 術的審査を受 けている場合 又は建築物の エネルギー消 費性能の向上 に関する法律 第12条第1 項若しくは第 13条第2項 の規定に基づ く建築物エネ ルギー消費性 能適合性判 定、同法第3 0条第1項の 規定に基づく 建築物エネル ギー消費性能 向上計画の認 定若しくは都 市の低炭素化 の促進に関す る法律第54 条第1項の規 定に基づく低 炭素建築物新 築等計画の認

定を受けてい

の適合性に関 し、登録住宅 性能評価機関 若しくは登録 建築物エネル ギー消費性能 判定機関の技 術的審査を受 けている場合 又は建築物の エネルギー消 費性能の向上 に関する法律 第12条第1 項若しくは第 13条第2項 の規定に基づ く建築物エネ ルギー消費性 能適合性判 定、同法第3 0条第1項の 規定に基づく 建築物エネル ギー消費性能 向上計画の認 定若しくは都 市の低炭素化 の促進に関す る法律第54 条第1項の規 定に基づく低 炭素建築物新 築等計画の認 定を受けてい

	,	1.1.1	
る場合(これ		る場合(これ	
らの建築物工		らの建築物工	
ネルギー消費		ネルギー消費	
性能適合性判		性能適合性判	
定又は認定に		定又は認定に	
係る建築物に		係る建築物に	
ついて建築基		ついて建築基	
準法第7条第		準法第7条第	
5項、第7条		5項、第7条	
の2第5項又		の2第5項又	
は第18条第		は第18条第	
18項の規定		18項の規定	
により検査済		により検査済	
証の交付を受		証の交付を受	
けている場合		けている場合	
に限る。)又は		に限る。)又は	
住宅の品質確		住宅の品質確	
保の促進等に		保の促進等に	
関する法律第		関する法律第	
6条第3項に		6条第3項に	
規定する建設		規定する建設	
住宅性能評価		住宅性能評価	
書の交付を受		書の交付を受	
けている場合		けている場合	
ア 1戸建て	6 , 1 0	ア 1戸建て	5, 50
の住宅(人	0円	の住宅(人	0円
の居住の用		の居住の用	
以外の用途		以外の用途	
に供する部		に供する部	
分(以下こ		分(以下こ	
の項におい		の項におい	
て「非住宅		て「非住宅	
部分」とい		部分」とい	
う。) を有し		う。)を有し	
ないものに		ないものに	
•	,		• •

1	1 1	111	1 1 1
限る。以下		限る。以下	
この項にお		この項にお	
いて同じ。)		いて同じ。)	
イ 共同住宅		イ 共同住宅	
等(共同住		等(共同住	
宅、長屋そ		宅、長屋そ	
の他1戸建		の他1戸建	
ての住宅以		ての住宅以	
外の住宅を		外の住宅を	
いう。以下		いう。以下	
この項にお		この項にお	
いて同じ。)		いて同じ。)	
(7) 2戸以	1 1 , 9	(7) 2 戸以	1 0 , 7
上4戸以	0 0 円	上4戸以	0 0 円
下		下	
(1) 5 戸以	2 4 , 9	(イ) 5 戸以	2 2 , 3
上 1 5 戸	0 0 円	上15戸	00円
以下		以下	, .
(ウ) 16戸	5 5 , 3	(ウ) 16戸	4 9 , 5
以上45	00円	以上45	00円
戸以下	3 3 1 4	戸以下	3 1 3
(エ) 46戸	9 9 , 0	(工) 46戸	88,6
以上	00円	以上以上	00円
ウ 非住宅建	3 3 1 3	ウ 非住宅建	
築物(人の		築物(人の	
居住の用に		居住の用に	
供する部分		供する部分	
を有しない		を有しない	
建築物をい			
き。以下こ		り。以下こ	
の項におい		の項におい	
て同じ。)			
(ア) 300	1 1 0	て同じ。)	1 0 6
	1 1 , 8	(7) 3 0 0	1 0 , 6
平方メー	00円	平方メー	0 0 円
トル未満		トル未満	

(1) 300	3 2 , 8	(1) 300	2 9 , 3
平方メー	0 0 円	平方メー	0 0 円
トル以上		トル以上	
2,00		2,00	
0 平方メ		0 平方メ	
ートル未		ートル未	
満		満	
(ウ) 2, 0	9 7 , 5	(†) 2, 0	8 7 , 1
00平方	00円	00平方	0 0 円
メートル		メートル	
以上5,		以上5,	
0 0 0 平		0 0 0 平	
方メート		方メート	
ル未満		ル未満	
(I) 5, 0	1 5 4 ,	(I) 5, 0	1 3 7,
00平方	200円	00平方	700円
メートル		メートル	
以上10		以上10	
, 0 0 0		, 000	
平方メー		平方メー	
トル未満		トル未満	
(1) 10,	1 9 4 ,	(才) 10,	1 7 3 ,
0 0 0 平	600円	0 0 0 平	800円
方メート		方メート	
ル以上 2		ル以上 2	
5 , 0 0		5 , 0 0	
0 平方メ		0 平方メ	
ートル未		ートル未	
満		満	
(h) 25,	2 4 3 ,	(h) 25,	2 1 7 ,
0 0 0 平	200円	0 0 0 平	100円
方メート		方メート	
ル以上		ル以上	
工 (略)		工 (略)	
(2) その他の場		(2) その他の場	

合			
ア 1戸建て		ア 1 戸建て	
の住宅		の住宅	
(ア) 建築物		(ア) 建築物	
エネルギ		エネルギ	
一消費性		一消費性	
能基準等		能基準等	
を定める		を定める	
省令第1		省令第1	
条第1項		条 第 1 項	
第 2 号イ(		第 2 号イ(	
1)(i)及び		1)(i)及び	
口(1)に掲		口(1)に掲	
げる基準		げる基準	
による審		による審	
查		查	
a 2 0	4 1 , 7	a 2 0	3 7 , 3
0 平方	00円	0 平方	00円
メート		メート	
ル未満		ル未満	
b 2 0	4 6 , 6	b 20	4 1 , 6
0 平方	00円	0 平方	00円
メート		メート	
ル以上		ル以上	
(イ) 同号イ(		(イ) 同号イ(	
2)(i)及び		2)(i)及び	
ロ(2)に掲		口(2)に掲	
げる基準		げる基準	
による審		による審	
查		查	
a 2 0	2 1 , 5	a 2 0	1 9 , 2
0 平方	00円	0 平方	00円
メート		メート	
ル未満		ル未満	
b 2 0	2 3 , 1	b 20	2 0 , 7

[	1 _ 1		1 _ 1 1
0 平方	00円	0 平方	00円
メート		メート	
ル以上		ル以上	
(ウ) 同号イ(		(ウ) 同号イ(	
3)及び口(		3)及び口(	
3)に掲げ		3)に掲げ	
る基準(		る基準(	
以下「仕		以下「仕	
様基準」		様基準」	
という。)		という。)	
による審		による審	
査		査	
a 200	2 1 , 5	a 200	1 9 , 2
平方メ	00円	平方メ	00円
ートル		ートル	
未満		未満	
b 200	2 3 , 1	b 200	2 0 , 7
平方メ	0 0 円	平方メ	00円
ートル		ートル	
以上		以上	
イ 共同住宅		イ 共同住宅	
等		等	
(ア) 同号イ		(ア) 同号イ	
(1)及びロ		(1)及びロ	
(1)による		(1)による	
審査		審査	
a 2 戸	8 3 , 9	a 2 戸	7 5 , 0
以上 4	00円	以上4	00円
戸以下		戸以下	
b 5 戸	1 3 9 ,	b 5 戸	1 2 4 ,
以上 1	800円	以上1	900円
5 戸以		5 戸以	
下		下	
c 1 6	2 3 8 ,	c 1 6	2 1 2 ,
戸以上	200円	戸以上	700円
1 2 31	<del>                                     </del>	111 × 2. 41	<u> </u>

l I	1 1 1	Ti i	1 1
4 5 戸		4 5 戸	
以下		以下	
d 4 6	3 4 1 ,	d 4 6	3 0 5 ,
戸以上	700円	戸以上	300円
(イ) 同号イ(		(イ) 同号イ(	
2) (ii)		2) (ii)	
及び口(2)		及び口(2)	
に掲げる		に掲げる	
基準によ		基準によ	
る審査		る審査	
a 2 戸	4 0 , 2	a 2 戸	3 5 , 9
以上4	0 0 円	以上4	0 0 円
戸以下		戸以下	
b 5戸	6 9 , 4	b 5 戸	6 2 , 1
以上1	00円	以上1	00円
5 戸以	0 0 1 3	5 戸以	
下		下	
c 1 6	1 2 5 ,	c 1 6	1 1 2 ,
戸以上	700円	戸以上	300円
45戸	7 0 0 1 1	45戸	3 0 0 1 1
以下		以下	
d 4 6	1 9 0 ,	d 4 6	1 7 0 ,
		戸以上	
戸以上 (ウ) 仕様基	400円	(ウ) 仕様基	200円
準による		準による	
審査	4 0 0	審査	
a 2 戸	4 0 , 2	a 2 戸	3 5 , 9
以上 4	00円	以上4	00円
戸以下		戸以下	
b 5戸	6 9 , 4	b 5戸	6 2 , 1
以上 1	00円	以上1	0 0 円
5 戸以		5 戸以	
下		下	
c 1 6	1 2 5 ,	c 1 6	1 1 2 ,
戸以上	700円	戸以上	300円

4 5 戸		4 5 戸	
以下		以下	
d 4 6	1 9 0 ,	d 4 6	1 7 0 ,
戸以上	400円	戸以上	200円
ウ非住宅		ウ 非住宅	
建築物		建築物	
(ア) 同項		(ア) 同項	
第 1 号		第 1 号	
イに掲		イに掲	
   ばる基		 	
準によ		準によ	
る審査		る審査	
a 3	2 7 5 ,	a 3	2 4 6 ,
0 0	600円	0 0	000円
平方		平方	
メー		× –	
トル		トル	
未満		未満	
b 3	4 4 5 ,	b 3	3 9 7 ,
0 0	500円	0 0	700円
平方		平方	
メー		× –	
トル		h /L	
以上		以上	
2 ,		2 ,	
0 0		0 0	
0 平		0 平	
カメ		カメ	
— F		— F	
ル 未		ル 未	
満		満	
c 2	6 3 5 ,	c 2	5 6 7 ,
, 0	600円	, 0	500円
0 0		0 0	
平方		平方	
l I	1 1	11	ı l l

× –	
トル	トル
以上	以上
5 ,	5 ,
0 0	
0 平	0 平
ル未	ル 未
満	満
d 5 7 8 2,	d 5 698,
, 0 900円	, 0 900円
0 0	0 0
平方	平方
× -	
トル	トル
以上	以上
1 0	1 0
, 0	, 0
0 0	0 0
平方	平方
× -	
F 12	
未満	未満
e 1 925,	e 1 826,
0 , 300円	0 , 100円
0 0	0 0
0 平	0 平
方メ	方 刈
— F	— k
ル以	ル 以
上 2	上 2
0 0	0 0
0 平	0 本

カメート		カメート	
ル 未		ル未	
満		満	
f 2	1, 05	f 2	9 4 2 ,
5 ,	5, 60	5 ,	4 0 0 円
0 0	0円	0 0	
0 平		0 平	
方 メ		カメ	
<b>-</b> ⊦		- F	
ル以		ル以	
上		上	
(イ) 同号		(イ) 同号	
口に掲		口に掲	
げる基		げる基	
準によ		準によ	
る審査		る審査	
a 3	1 0 5 ,	a 3	9 4 , 3
0 0	600円	0 0	00円
平方		平方	
* -		* -	
トル		トル	
未満		未満	
b 3	1 7 6 ,	b 3	1 5 7 ,
0 0	800円	0 0	900円
平 方		平方	
メー		× –	
トル		トル	
以上		以上	
2 ,		2 ,	
0 0		0 0	
0 平		0 平	
方メ		方メ	
— F		— F	
ル未		ル未	

満		満	
c 2	2 8 6 ,	c 2	2 5 5 ,
, 0	100円	, 0	400円
0 0		0 0	
平方		平方	
× -		* -	
トル		トル	
以上		以上	
5 ,		5 ,	
0 0		0 0	
0 平		0 平	
方 メ		カメ	
— F		— F	
ル未		ル未	
満		満	
d 5	3 7 3 ,	d 5	3 3 3 ,
, 0	500円	, 0	400円
0 0		0 0	
平 方		平方	
メー		メー	
トル		トル	
以上		以上	
1 0		1 0	
, 0		, 0	
0 0		0 0	
平方		平方	
× –		x -	
トル			
未満		未満	
e 1	4 4 8 ,	e 1	4 0 0 ,
0 ,	700円	0 ,	600円
0 0		0 0	
0 平		0 平	
カメート		カメート	
— F			

li i	1 1	1.1	1	i	1	1 11
ル以				ル以		
上 2				上 2		
5 ,				5,		
0 0				0 0		
0 平				0 平		
カメ				方 メ		
<b>-</b> ⊦				<b>→</b>		
ル未				ル未		
満				満		
f 2	5 2 6,			f 2	470,	
5 ,	400円			5,	000円	
0 0				0 0		
0 平				0 平		
カメ				方 メ		
<b>-</b> ⊦				<b>-</b>		
ル以				ル以		
上				上		
工 (略)			工	(略)		

附則

# (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

# (経過措置)

2 この条例による改正後の西条市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお 従前の例による。

## 提案理由

都市計画法(昭和43年法律第100号)等に基づく申請に係る手数料について、 愛媛県及び愛媛県内の他の市と均衡を図るため、所要の条例改正を行おうとするもの である。

## 関係法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のために するものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

2、3 (略)

# 議案第61号

西条市税条例の一部を改正する条例について

西条市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市税条例の一部を改正する条例

西条市税条例(平成16年西条市条例第51号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す ように改正する。

改正後

(個人の市民税の非課税の範囲)

(個人の市民税の非課税の範囲)

改正前

第24条 (略)

2 法の施行地に住所を有する者で均等 割のみを課すべきもののうち、前年の 合計所得金額が28万円にその者の同 一生計配偶者及び扶養親族(年齢16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限 る。以下この項において同じ。)の数に 1を加えた数を乗じて得た金額に10 万円を加算した金額(その者が同一生 計配偶者又は扶養親族を有する場合に は、当該金額に16万8,000円を 加算した金額)以下である者に対して は、均等割を課さない。

(個人均等割の税率の軽減)

- 第32条 次の各号に掲げる者のいずれ かに該当する納税義務者に対して課す る均等割の額は、前条第1項の額から それぞれ当該各号に掲げる額を減額し たものとする。ただし、第2号に掲げ る者に該当する納税義務者にあって は、同号の規定により計算した減額す べき額が800円を超える場合には、 800円とする。
  - (1) 均等割を納付する義務がある同一 生計配偶者又は扶養親族(年齢16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に 限る。) 800円
  - (2) (略)

第24条 (略)

2 法の施行地に住所を有する者で均等 割のみを課すべきもののうち、前年の 合計所得金額が28万円にその者の同 一生計配偶者及び扶養親族

1を加えた数を乗じて得た金額に10 万円を加算した金額(その者が同一生 計配偶者又は扶養親族を有する場合に は、当該金額に16万8,000円を 加算した金額)以下である者に対して は、均等割を課さない。

(個人均等割の税率の軽減)

- | 第32条 次の各号に掲げる者のいずれ かに該当する納税義務者に対して課す る均等割の額は、前条第1項の額から それぞれ当該各号に掲げる額を減額し たものとする。ただし、第2号に掲げ る者に該当する納税義務者にあって は、同号の規定により計算した減額す べき額が800円を超える場合には、 800円とする。
  - (1) 均等割を納付する義務がある同一 生計配偶者又は扶養親族

800円

(2) (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給 者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条 の6第1項の規定により同項に規定す る申告書を提出しなければならない者 又は法の施行地において同項に規定す る公的年金等(所得税法第203条の 7の規定の適用を受けるものを除く。 以下この項において「公的年金等」と いう。)の支払を受ける者であって、扶 養親族(年齢16歳未満の者に限る。) を有する者(以下この条において「公 的年金等受給者」という。) で市内に住 所を有するものは、当該申告書の提出 の際に経由すべき所得税法第203条 の6第1項に規定する公的年金等の支 払者(以下この条において「公的年金 等支払者」という。) から毎年最初に公 的年金等の支払を受ける日の前日まで に、施行規則で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した申告書を、 当該公的年金等支払者を経由して、市 長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (3)$  (略)

 $2 \sim 5$  (略)

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範 囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課 すべき者のうち、その者の前年の所得 について第33条の規定により算定し た総所得金額、退職所得金額及び山林 所得金額の合計額が、35万円にその 者の同一生計配偶者及び扶養親族<u>(年</u> 齢16歳未満の者及び控除対象扶養親 (個人の市民税に係る公的年金等受給 者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条 の6第1項の規定により同項に規定す る申告書を提出しなければならない者 又は法の施行地において同項に規定す る公的年金等(所得税法第203条の 7の規定の適用を受けるものを除く。 以下この項において「公的年金等」と いう。)の支払を受ける者であって、扶 養親族(控除対象扶養親族を除く。) を有する者(以下この条において「公 的年金等受給者」という。) で市内に住 所を有するものは、当該申告書の提出 の際に経由すべき所得税法第203条 の6第1項に規定する公的年金等の支 払者(以下この条において「公的年金 等支払者」という。) から毎年最初に公 的年金等の支払を受ける日の前日まで に、施行規則で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した申告書を、 当該公的年金等支払者を経由して、市 長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (3)$  (略)

 $2 \sim 5$  (略)

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範 囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

族に限る。以下この項において同じ。) の数に1を加えた数を乗じて得た金額 に10万円を加算した金額(その者が 同一生計配偶者又は扶養親族を有する 場合には、当該金額に32万円を加算 した金額)以下である者に対しては、 第23条第1項の規定にかかわらず、 市民税の所得割(分離課税に係る所得 割を除く。)を課さない。

### 2、3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払っ た場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該規定により場合における第34条の2の規定により、同条第1項(第2号を除びにより、同条第1項(第2号を除びにより、「まで」とあるのは「まで並びにより、「まで」とあるのは「までがいた」とあるのは「までがいた」とあるのは「までがいた」とあるのは「までがいた」とあるのは「までがいた」とあるのは「までがいた」という。)」というのは、「まで」とあるのは、「まではいいた」というのというのは、「までは、「まできる。

の数に1を加えた数を乗じて得た金額 に10万円を加算した金額(その者が 同一生計配偶者又は扶養親族を有する 場合には、当該金額に32万円を加算 した金額)以下である者に対しては、 第23条第1項の規定にかかわらず、 市民税の所得割(分離課税に係る所得 割を除く。)を課さない。

### 2、3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該規定により場合における第34条の2の者の選択による控除について同条第1項(第2号を除び、同条中「同条第1項(第2号を除びにより、同条第1項(第2号を応びにより、は「まで」とあるのは「まで並びにより、して、方法ではよりでもる。)」というできる。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の 改正規定並びに次条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の西条市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、 令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個 人の市民税については、なお従前の例による。

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

# 議案第62号

西条市壬生川財産区管理会条例の一部を改正する条例について

西条市壬生川財産区管理会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

西条市長 玉井 敏 久

西条市壬生川財産区管理会条例の一部を改正する条例

西条市壬生川財産区管理会条例(平成18年西条市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前			
第9条 (略)	第9条 (略)			
第10条 会長は、やむを得ない事由に				
より前条の会議の開催が困難であると				
認める場合は、全ての委員に対し、書				
面又はこれに代わる電磁的記録(電子				
的方式、磁気的方式その他人の知覚に				
よっては認識することができない方式				
で作られる記録をいう。) により、会議				
に付すべき事項を回議することをもっ				
て同条の会議の開催に代えることがで				
<u>きる。</u>				
第11条 第7条から前条までに定める	<u>第10条</u> <u>前3条</u> に定める			
もののほか、管理会の議事運営に関し	もののほか、管理会の議事運営に関し			
必要な事項は、管理会が定める。	必要な事項は、管理会が定める。			
<u>第12条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)			
<u>第13条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)			
<u>第14条</u> (略)	<u>第13条</u> (略)			

附則

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、 書面等による会議の開催を可能とするため、所要の条例改正を行おうとするものであ る。

# 議案第63号

西条市庄内財産区管理会条例の一部を改正する条例について

西条市庄内財産区管理会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

西条市長 玉井 敏久

西条市庄内財産区管理会条例の一部を改正する条例

西条市庄内財産区管理会条例(平成19年西条市条例第1号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第9条 (略)	第 9 条 (略)
第10条 会長は、やむを得ない事由に	
より前条の会議の開催が困難であると	
認める場合は、全ての委員に対し、書	
面又はこれに代わる電磁的記録(電子	
的方式、磁気的方式その他人の知覚に	
よっては認識することができない方式	
で作られる記録をいう。)により、会議	
<u>に付すべき事項を回議することをもっ</u>	
て同条の会議の開催に代えることがで	
<u>きる。</u>	
第11条 第7条から前条までに定める	<u>第10条</u> <u>前3条</u> に定める
もののほか、管理会の議事運営に関し	もののほか、管理会の議事運営に関し
必要な事項は、管理会が定める。	必要な事項は、管理会が定める。
<u>第12条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)
<u>第13条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)
第14条 (略)	<u>第13条</u> (略)

附則

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、 書面等による会議の開催を可能とするため、所要の条例改正を行おうとするものであ る。

# 議案第64号

西条市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

西条市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

西条市長 玉井 敏久

西条市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

西条市子ども・子育て会議条例(平成25年西条市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
第6条 (略)	第6条	(略)
(会議の開催が困難である場合の特例		
<u>)</u>		
第7条 会長は、やむを得ない事由によ		
り前条の会議の開催が困難であると認		
める場合は、全ての委員に対し、書面		
又はこれに代わる電磁的記録 (電子的		
方式、磁気的方式その他人の知覚によ		
っては認識することができない方式で		
作られる記録をいう。)により、会議		
に付すべき事項を回議することをもっ		
て同条の会議の開催に代えることがで		
<u>きる。</u>		
<u>第8条</u> (略)	<u>第7条</u>	(略)
<u>第9条</u> (略)	第8条	(略)

附則

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、 書面等による会議の開催を可能とするため、所要の条例改正を行おうとするものであ る。

# 議案第65号

西条市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

西条市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

西条市長 玉井 敏久

西条市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

西条市都市計画審議会条例(平成16年西条市条例第177号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
第6条 (略)	第6条	(略)
(会議の開催が困難である場合の特例		
<u>)</u>		
第7条 会長は、やむを得ない事由によ		
り前条の会議の開催が困難であると認		
める場合は、全ての委員及び議事に関		
係のある臨時委員に対し、書面又はこ		
れに代わる電磁的記録(電子的方式、		
磁気的方式その他人の知覚によっては		
認識することができない方式で作られ		
る記録をいう。)により、会議に付す		
べき事項を回議することをもって同条		
<u>の会議の開催に代えることができる。</u>		
<u>第8条</u> (略)	<u>第7条</u>	(略)
<u>第9条</u> (略)	第8条	(略)
第10条 (略)	第9条	_ (略)

附則

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、 書面等による会議の開催を可能とするため、所要の条例改正を行おうとするものであ る。

# 議案第66号

西条市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例について

西条市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

西条市長 玉井 敏久

西条市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例

西条市空家等対策審議会条例(平成28年西条市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前
第6条 (略)	第6条	(略)	
(会議の開催が困難である場合の特例			
<u>)                                    </u>			
第7条 会長は、やむを得ない事由によ			
り前条の会議の開催が困難であると認			
める場合は、全ての委員に対し、書面			
又はこれに代わる電磁的記録(電子的			
方式、磁気的方式その他人の知覚によ			
っては認識することができない方式で			
作られる記録をいう。)により、会議に			
付すべき事項を回議することをもって			
同条の会議の開催に代えることができ			
<u>る。</u>			
<u>第8条</u> (略)	第7条	(略)	
<u>第9条</u> (略)	第8条	(略)	
<u>第10条</u> (略)	第9条	(略)	

附則

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、 書面等による会議の開催を可能とするため、所要の条例改正を行おうとするものであ る。

## 議案第67号

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例に ついて

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例 西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例(平成16年西条市条例第144 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
目次	目次				
第1章~第4章 (略)	第1章~第4章 (略)				
第5章 廃棄物減量等推進審議会(第					
19条)					
第6章 地域の生活環境 (第20条一	第5章 地域の生活環境 (第19条一				
<u>第22条</u> )	<u>第21条</u> )				
<u>第7章</u> 雑則 ( <u>第23条</u> 一 <u>第29条</u> )	<u>第6章</u> 雑則( <u>第22条</u> — <u>第28条</u> )				
<u>第8章</u> 罰則( <u>第30条</u> ・ <u>第31条</u> )	<u>第7章</u> 罰則( <u>第29条</u> ・ <u>第30条</u> )				
附則	附則				
第18条 (略)	第18条 (略)				
第5章 廃棄物減量等推進審議会					
第19条 法第5条の7第1項の規定に					
基づき、西条市廃棄物減量等推進審議					
会(以下「審議会」という。)を置く。					
2 審議会は、次に掲げる事項について					
市長の諮問に応じ、審議し、市長に答					
申するものとする。					
(1) 一般廃棄物の減量、再生利用及び					
資源化に関する事項					
(2) 一般廃棄物の適正処理の推進に関					
<u>する事項</u>					
(3) その他特に市長が必要と認める事					
<u>項</u>					
3 前項に定めるもののほか、審議会の					
組織及び運営に関し必要な事項は、別					
<u>に定める。</u>					
<u>第6章</u> (略)	<u>第5章</u> (略)				
<u>第20条</u> (略)	<u>第19条</u> (略)				

// (m/z)	tota o o to (mtr.)
<u>第21条</u> (略)	<u>第20条</u> (略)
<u>第22条</u> (略)	<u>第21条</u> (略)
<u>第7章</u> (略)	<u>第6章</u> (略)
<u>第23条</u> (略)	<u>第22条</u> (略)
<u>第24条</u> (略)	<u>第23条</u> (略)
<u>第25条</u> (略)	<u>第24条</u> (略)
<u>第26条</u> (略)	<u>第25条</u> (略)
<u>第27条</u> (略)	<u>第26条</u> (略)
第27条の2 (略)	第26条の2 (略)
<u>第28条</u> (略)	<u>第27条</u> (略)
<u>第29条</u> (略)	<u>第28条</u> (略)
<u>第8章</u> (略)	<u>第7章</u> (略)
<u>第30条</u> (略)	<u>第29条</u> (略)
<u>第31条</u> (略)	第30条 (略)

附則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7第 1項の規定に基づき、西条市廃棄物減量等推進審議会を設置するため、所要の条例改 正を行おうとするものである。

## 報告第1号

令和2年度西条市繰越明許費繰越計算書について

令和2年度西条市繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、報告する。

令和3年6月1日提出

西条市長 玉井敏久

# 令和2年度 西条市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

番号	款	項	事 業 名	金額	翌年度 繰越額
1	2 総務費	1 総務管理費	光ファイバ網整備事業 (新型コロナウイルス感染症 対策)	円 170, 734, 000	円 170, 734, 000
2			(仮称) ひと・夢・未来創造 拠点複合施設整備事業	368, 415, 000	368, 415, 000
3	4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種事業	36, 031, 000	32, 158, 000
4		2 清掃費	愛媛県廃棄物処理センター解 体事業	79, 875, 000	74, 678, 639
5		4 病院費	病院事業会計負担金・補助金 (新型コロナウイルス感染症 対策)	19, 612, 000	19, 612, 000
6	6 農林水産業費	1 農業費	ため池豪雨災害緊急対策事業	53, 374, 000	53, 172, 000
7			団体営震災対策農業水利施設 整備事業	24, 000, 000	24, 000, 000
8		2 林業費	水源の森整備事業	38, 984, 000	38, 984, 000
9			治山事業	36, 071, 000	27, 103, 000
10		3 水産業費	漁港施設ストックマネジメン ト事業	124, 960, 000	124, 960, 000
11	8 土木費	1 土木管理費	木造住宅耐震改修事業	7, 490, 000	6, 420, 000
12		2 道路橋りょう費	楠浜北条線道路改良事業	216, 857, 000	180, 523, 000
13			下田明理川線道路改良事業	83, 143, 000	80, 658, 000
14			北条新田高松線道路改良事業	119, 225, 000	107, 697, 000
15			橋りょう耐震化事業	52, 118, 000	49, 912, 000

左	$\mathcal{O}$	財 源	内	訳	
既 収 入					説明
	国県支出金	市債	その他	一般財源	,,
円	日水久田並	円	— C V IE 円	円	
0	136, 861, 000	0	0	33, 873, 000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	108, 382, 000	243, 100, 000	0	16, 933, 000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	32, 158, 000	0	0	0	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	0	600, 000	0	74, 078, 639	工法の検討等に不測の日数を要した ため。
0	15, 721, 000	0	0	3, 891, 000	関係機関との協議等に不測の日数を 要したため。
0	1, 300, 000	48, 300, 000	3, 296, 000	276, 000	関係機関との協議等に不測の日数を 要したため。
0	24, 000, 000	0	0	0	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	10, 700, 000	10, 700, 000	0	17, 584, 000	関係機関との協議等に不測の日数を 要したため。
0	0	27, 100, 000	0	3, 000	関連工事との日程調整に不測の日数 を要したため。
0	62, 480, 000	58, 900, 000	0	3, 580, 000	関係機関との協議等に不測の日数を 要したため。
0	4, 500, 000	0	0	1, 920, 000	補助金交付先の事業に不測の日数を 要したため。
0	93, 779, 000	82, 300, 000	0	4, 444, 000	関係機関との協議等に不測の日数を 要したため。
0	44, 354, 000	34, 400, 000	0	1, 904, 000	関係機関との協議等に不測の日数を 要したため。
0	59, 212, 000	46, 000, 000	0	2, 485, 000	関係機関との協議等に不測の日数を 要したため。
0	27, 262, 000	20, 000, 000	0	2, 650, 000	工事委託先の契約事務において不測 の日数を要したため。

# 令和2年度 西条市繰越明許費繰越計算書

## (一般会計)

番号	款	項	事 業 名	金額	翌年度 繰越額
16		5 都市計画費	都市公園安全·安心対策緊急 総合支援事業	円 12, 319, 000	刊 10, 322, 000
17			喜多川朔日市線改良事業	50, 742, 000	48, 024, 000
18		6 住宅費	(仮称)新泉町団地整備事業	1, 383, 000	1, 181, 000
19	10 教育費	2 小学校費	小学校管理費 (新型コロナウイルス感染症 対策)	23, 600, 000	23, 600, 000
20		3 中学校費	中学校管理費 (新型コロナウイルス感染症 対策)	10, 000, 000	10, 000, 000
21		5 社会教育費	石鎚黒茶製造技術調査事業	4, 591, 000	3, 852, 000
22		6 保健体育費	保健体育一般管理費 (新型コロナウイルス感染症 対策)	10, 743, 000	10, 052, 000
23	11 災害復旧費	2 公共土木施設災 害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業 (令和2年台風10号災)	48, 700, 000	32, 090, 000
	合		計	1, 592, 967, 000	1, 498, 147, 639

左	Ø	財 源	内	訳	
既収入		未収入特定財源		一般財源	説明
特定財源	国県支出金	市債円	その他	円	
0		, ,	0	567, 000	工法の検討に不測の日数を要したた め。
0	17, 333, 000	28, 400, 000	0	2, 291, 000	用地交渉において不測の日数を要し たため。
0	525, 000	0	0	656, 000	入居者の移転に不測の日数を要した ため。
0	21, 259, 000	0	0	2, 341, 000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	9, 008, 000	0	0	992, 000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	2, 500, 000	0	0	1, 352, 000	報告書作成に必要な調査の完了に不 測の日数を要したため。
0	8, 612, 000	0	0	1, 440, 000	入札不調により契約締結に不測の日 数を要したため。
0	16, 618, 000	11, 800, 000	0	3, 672, 000	関係機関との協議等に不測の日数を 要したため。
0	701, 519, 000	616, 400, 000	3, 296, 000	176, 932, 639	

#### 関係法令

地方自治法施行令

(繰越明許費)

#### 第146条 (略)

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越 したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において これを議会に報告しなければならない。
- 3 (略)

## 報告第2号

令和2年度西条市病院事業会計予算繰越計算書について

令和2年度西条市病院事業会計に係る支出予算の経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、報告する。

令和3年6月1日提出

西条市長 玉 井 敏 久

# 令和2年度 西条市病院事業会計予算繰越計算書

#### 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

番号	款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度 繰越額
1	1 資本的支出	2 建設改良費	病室空調更新工事	19,612,000	円 0	円 19, 612, 000
	合		計	19, 612, 000	0	19, 612, 000

左の財源内訳				翌年度繰越額に	
企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金	个用領	係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
円	円	円	円	円	
0	0	0	0	0	関係機関との協議等に不測の日数 を要したため。
0	0	0	0	0	

#### 関係法令

地方公営企業法

(予算の繰越)

- 第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に 支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度 に繰り越して使用することができる。
- 2 (略)
- 3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

## 報告第3号

令和2年度西条市公共下水道事業会計継続費繰越計算書について

令和2年度西条市公共下水道事業会計に係る支出予算の経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により、報告する。

令和3年6月1日提出

## 別紙 令和2年度 西条市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

巫口	カ 頂 東 安 継続費の		令 和 2 年 度 継 続 費 予 算 現 額				
番号	款	項	事業名	総額	予算計上額	前 年 度 逓次繰越額	計
				円	円	円	円
1	1 資本的支出	1 建設改良費	ポンプ場建設事業	946, 100, 000	259, 484, 000	259, 516, 000	519, 000, 000
		合 計		946, 100, 000	259, 484, 000	259, 516, 000	519, 000, 000

支払義務	TID MET	翌 年 度 逓次繰越額				翌年度逓次繰越 額に係る繰越を	
発生額	残額		国庫補助金	企業債	捐益勘定留保	要するたな卸資産の購入限度額	説明
円	円	円	円	円	円	円	
389, 000, 000	130, 000, 000	130, 000, 000	65, 000, 000	58, 500, 000	6, 500, 000	0	
389, 000, 000	130, 000, 000	130, 000, 000	65, 000, 000	58, 500, 000	6, 500, 000	0	

地方公営企業法施行令

(継続費)

第18条の2 地方公営企業の継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該事業年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を継続年度の終わりまで逓次繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもって翌事業年度の5月31日までに報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

2、3 (略)

## 報告第4号

令和2年度西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

令和2年度西条市公共下水道事業会計に係る支出予算の経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、報告する。

令和3年6月1日提出

西条市長 玉 井 敏 久

# 別紙 令和2年度 西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

番号	款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額
				円	円	円
1	1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設事業	531, 851, 000	429, 243, 930	59, 178, 000
2			処理場改良事業	359, 631, 000	76, 223, 640	283, 350, 000
	合		#H	891, 482, 000	505, 467, 570	342, 528, 000

左の財源内訳				翌年度繰越額に	
国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金等	个用領	係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
円	円	円	円	円	
3, 839, 000	44, 100, 000	11, 239, 000	43, 429, 070	0	関係機関との協議、調整に不測の 日数を要したため。
155, 842, 000	113, 300, 000	14, 208, 000	57, 360	0	入札不調により契約締結に不測の 日数を要したため。
159, 681, 000	157, 400, 000	25, 447, 000	43, 486, 430	0	

地方公営企業法

(予算の繰越)

- 第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に 支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度 に繰り越して使用することができる。
- 2 (略)
- 3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

## 報告第5号

西条市土地開発公社の経営状況について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、西条市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和3年6月1日提出

地方自治法

(財政状況の公表等)

#### 第243条の3 (略)

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。
- 3 (略)

報告第6号

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和3年6月1日提出

地方自治法

(財政状況の公表等)

#### 第243条の3 (略)

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。
- 3 (略)

#### 報告第7号

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、株式 会社西条産業情報支援センターの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和3年6月1日提出

西条市長 玉 井 敏 久

地方自治法

(財政状況の公表等)

#### 第243条の3 (略)

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令 で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなけれ ばならない。
- 3 (略)

#### 報告第8号

株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、株式会社ソラヤマいしづちの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和3年6月1日提出

地方自治法

(財政状況の公表等)

#### 第243条の3 (略)

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。
- 3 (略)

#### 報告第9号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

交通事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年6月1日提出

専決第5号

専決処分書

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月10日

1 和解の相手方

広島県福山市南蔵王町6丁目26番7号 株式会社ハローズ

#### 2 和解の内容

- (1) 相手方の看板の物損に対する修繕料を、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。
- (2) 損害賠償の額看板の損害に係る額 金50,600円
- (3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

#### 提案理由

消防車両に係る交通事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

### 関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

- 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により 特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にするこ とができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第10号

権利の放棄について

西条市債権管理条例(平成28年西条市条例第1号)第16条の規定により、非強制徴収債権について権利を放棄したので、同条例第17条の規定により、次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

西条市長 玉 井 敏 久

## 1 放棄した債権の内容

令和2年度以前に時効期間を経過した水道料金等のうち、時効援用の申出がなく、 西条市債権管理条例第16条各号の債権放棄事由に該当する債権

## 2 放棄した債権額等一覧

# (1) 上水道料金等

放棄事由	件 数	債権額 (円)
第5号(死亡・相続人不存在等)	6	86,449
第7号(行方不明等)	2 0	300, 563
습 計	2 6	387,012

### (2) 簡易水道料金

放棄事由	件 数	債権額(円)
第5号(死亡・相続人不存在等)	1	11,722
合 計	1	11,722

# (3) 西ひうち水道料金

放棄事由	件 数	債権額(円)
第2号(破産)	1	2, 210
合 計	1	2, 210

#### 3 債権を放棄した日

令和3年3月31日

#### 提案理由

水道料金等の債権の回収が著しく困難又は不能であると認められるため、西条市 債権管理条例第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定に より、議会に報告するものである。

#### 関係法令

西条市債権管理条例

(債権の放棄)

- 第16条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合に おいては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄す ることができる。ただし、当該非強制徴収債権について、債務者と共に債務を負 担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が次の各号のい ずれにも該当しないときは放棄することはできない。
  - (1) (略)
  - (2) 破産法 (平成16年法律第75号) 第253条第1項、会社更生法 (平成14年法律第154号) 第204条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。
  - (3)、(4) (略)
  - (5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合、又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
  - (6) (略)
  - (7) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあり、非強制徴収債権の 徴収の見込みがないと認められるとき。
  - (8)、(9) (略)

(報告)

第17条 市長は、前条の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。